

～活動報告～

日本・ネパール捜査訴追実務に関する比較研究

国際協力部教官 森 永 太 郎

2011年9月、国際協力部では、ネパール連邦民主共和国の上級検事2名を招へいし、大阪、札幌及び函館の3か所において、主として日本とネパールにおける捜査訴追の実務と検察官の職務についての比較研究を企画実施した。以下はその活動報告である。

1 ネパールにおける法整備の状況と今後の課題

ネパールでは、2008年5月28日に王政の廃止と連邦民主共和制への移行が宣言され、制憲議会により、憲法制定作業が進められている。これと並行して、法制度の近代化を目指し、19世紀に制定され、現在もなお効力を有する「ムルキ・AIN法典」（「国法典」—民事実体法、民事手続法、刑事実体法、刑事手続法の4分野を包摂する基本法典）の分割・再編纂作業が行われており、これまでの我が国の支援は、この作業への支援が中心となっていた。この分割・再編纂作業は、本年初頭に民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、量刑法及び「調整法」¹の草案が制憲議会に提出されたことによって一段落し、今後は、これらの法令の議会審議を見守りながら、これらの法令が成立した後にその運用に不可欠な体制作りや、関連法令の整備に取り組むことになる。

しかし、それ以上に急務となっているのは、司法への国民の信頼を損なう大きな問題として残っている「不処罰」（impunity）問題²及び訴訟遅延の現象を解消するための裁判官・検察官等の執務能力の向上

と裁判所・検察庁の事件処理・管理能力の強化である。ネパール側関係者はいずれもこのような問題意識を持っており、この点についての我が国による支援を強く望んでいる。

2 ネパールに対する我が国の法整備支援の現状

ネパールと我が国の関係は伝統的に良好であり、現在日本は対ネパール2国間援助の主要ドナーである。我が国の対ネパール民主化平和構築支援においては、その内容として「法制度整備に関する支援」が盛り込まれており³、現在この方針に沿って支援が継続している。

ネパールに対する法整備支援は、国際協力機構（JICA）が実施している「民主化プロセス支援プログラム」の下、民事分野では2009年度～2011年度の3年間にわたる国別研修「民法及び関連法セミナー」が進行中⁴であるほか、刑事分野については2010年度に「刑事司法制度及び刑事手続に関する比較研究」と題する本邦研修が実施された。また、日本弁護士連合会から函館弁護士会所属の平井克宗弁護士が2010年7月29日からネパール最高裁判所にJICA長期専門家（法整備アドバイザー）として派遣され、調査及び助言活動に従事している。

法務総合研究所では、上記プロジェクトの日本側アドバイザリーグループに国際協力部教官を参加させているほか、同プロジェクトの一部を構成する本

¹ 民法・民訴法・刑法・刑訴法及び量刑法が他の既存法令に影響する部分を調整する法律

² 「不処罰」と訳しているが、犯罪者が適正に処罰されずに野放しになっていることを意味する。

³ 外務省

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nepal/pdfs/h_shien.pdf 参照

⁴ 現在、JICAではこの国別研修の枠組み内で、先に制憲議会に提出された民法草案についての解説書を作成する支援をしている。

邦研修、上記刑事関係の本邦研修、国際協力部教官による比較刑事法の現地セミナー及び現地調査を実施してJICAに協力してきた。

また、JICAの活動と並行して、2010年1月には、ネパール最高裁判所判事を「法整備支援連絡会」に招いたほか、同年3月及び2011年3月には国際協力部教官がカトマンズに赴き、調査活動及び現地での刑事法セミナーを実施しており、これらの活動を通じてネパール側法務・司法関係者との良好な信頼関係が築かれている。

3 本研究実施に至る経緯

本研究は、ネパールの刑事事件捜査及び訴追実務の現状を憂慮した前ネパール検事総長ユバ・ラジ・サングロウラ氏⁵の要望に応えて法務総合研究所国際協力部が企画実施したものである。

上記のとおり、ネパールにおいては、長期にわたった国内の武力紛争とその後の政治的混乱の中で、犯罪者が適正に処罰されずに野放しになっているという事態が継続していることが、民事における訴訟・執行の遅延の問題とともに、国民の司法不信を増大させる大きな原因になっている。この不処罰問題は、武力紛争と王政崩壊後の政治的な混乱に伴う政党の乱立と、政党の行政・司法への不当な介入により助長されている面が大きいが、その一方で、警察・検察の組織的能力の低さ及び検察と警察の関係の悪化もその大きな要因になっている。

この点につき、筆者は、2011年2月から3月にかけて実施した現地調査の折にサングロウラ前検事総

長と会談する機会を得た。サングロウラ氏によると、ネパールの捜査・訴追に関する諸制度は日本のそれと基本的には大差はないと考えられるが、ネパールにおいては検察の能力が低下し、警察との協調関係が崩れている結果、公判維持に耐え得るような証拠の収集がおろそかになり、検察はまともな立証活動ができないという、極めて深刻な事態に陥っているとのことである。そして、サングロウラ氏から、筆者に対し「優秀な幹部検察官を日本に研修に行かせ、彼らに日本の検察官がどのようにして実際に警察を適切に指揮し、連携・協力関係を保っているのかをつぶさに観察させたい」との要望が表明された。

これを受け、国際協力部では検討を重ねた結果、サングロウラ氏の要望に応えることは、ネパール検察の深刻な支援ニーズに少しでも応えることになるほか、我が方にとっても、ネパールの幹部検察官からネパール検察の抱える問題点や改革へ向けた進捗状況などについての最新情報を得ることができ、今後の協力関係を検討するに当たって有益であると考え、ネパールから幹部検察官2名を招へいして本研究を実施することとした次第である。実施に当たっては、可能な限り先方の要望に応えるべく、日常的な検察官の業務、特に警察とのやり取りを中心に、我が国の検察実務を「体感」できるようなプログラムを構成し、かつ、大規模な検察庁における業務と小規模な検察庁における業務の比較ができるように配慮し、さらには、検察官の指揮を受ける立場にある警察及び対立当事者である弁護人の視点についても知ることができるよう、訪問する地方検察庁に対応する警察及び弁護士会との会談などもプログラムに盛り込むこととした。

- さらに、ネパール検事総長府からは、事前に、
- ・警察官又は検察官による立件手続及び証拠収集手続
 - ・刑事事件における警察と検察の協働
 - ・検察官による警察に対する指揮・監督の実際
 - ・警察の捜査官と検察官との組織的・人的関係

⁵ Dr. Yubaraj Sangroula。前職はカトマンズ法科大学総長で比較刑事法の専門家。検事総長在職は2011年2月14~8月30日と短期間であったが、その間、ネパール検察の建て直し策を強力に推進し、「首都検察」の構築、「検察研修センター」の設置、カトマンズ警察との関係改善などを実行した辣腕の人物である。制憲議会第2次延長期間の終了時である2011年8月31日を前に、首相の辞任に伴い辞職（ネパールの検事総長職は政治職であり、首相と運命を共にする）した。現検事総長は弁護士出身のムクティ・ナランヤン・プラドハン（Mr. Mukti Narayan Pradhan）氏（2011年9月8日～）。

・起訴状の作成とその内容

・第一審公判と証拠の提出

などに特に興味がある旨の連絡があり、「刑事捜査・訴追に関してはどのような小さなことでもこの目で見て知りたい」旨のメッセージが添えられていたことから、制度説明のようなことは必要最小限にとどめ、可能な限り現場の生の姿を観察できるように配慮した。



スペディ上級検事

4 概要

(1) 実施期間・日程

① 期間：2011年9月7日（水）～16日（金）

② 日程：別添日程表のとおり

(2) ネパール側参加者

① ネパール検事総長府上級検事 ユバ・ラジ・スペディ (Yub Raj Subedi) 氏

スペディ上級検事は、日本で言えば最高検察庁に相当するネパール検事総長府⁶の筆頭上級検事である。同検事は、1955年生まれ、1978年に高等学校の教師となつたが、その翌年には行政官に転じ、食料農業省事務官、最高監査院監査官、司法省事務官、商業大臣秘書などを経て、1993年に検察官となり、検事総長府をはじめとして多くの地方検察庁、高等検察庁に検事補又は検事として勤務し、2001年から2005年にかけて権力乱用調査委員会(CIAA)⁷に出向し、その後に検事総長府の上級検事に就任したという、実に経験豊富な検事である。現在では、最高裁判所で争われる重要事件への立会いや、全国の刑事・民事事件の監視、担当検事に対する助言指導のほか、各省庁に対する法律的な助言を任務としている。敬虔な仏教徒であり、メディテーション（瞑想）を日課としているとのことである。



ポカレル上級検事

② ブトワル高等検察庁上級検事 スルヤ・プラ

サド・ポカレル (Soorya Prasad Pokharel) 氏

ポカレル上級検事は、ブトワル高等検察庁⁸の長官である。同検事は、1963年生まれで、1982年にトリブヴァン大学法学部を卒業後、カトマンズ地方裁判所の法律助手としてキャリアをスタートし、検事総長府助手を経て、1990年に地方検事に任命された後は高等検察庁検事補、税務局付検事補、CIAA付検事補、検事総長府検事補、ディパヤル高等検察庁検事を経て2010年から現職を務めている。スペディ検事とは異なり、ヒンドゥー教徒である由。幅広い行政職の経験を持つスペディ検事と対照的に、いわば生え抜きの現場検察官といった印象があり、発言の端々にも公訴官らしい力強さを

⁶ ネパールの検察制度の概要については別添メモを参照されたい。

⁷ Commission for the Investigation of Abuse of Authority. 1991年の設置法により組織された汚職防止活動及び汚職事件の捜査訴追を専門とする独立委員会。独自の起訴権限を持ち、暫定憲法上でも明文で認知された委員会である。

⁸ Butwal Appellate Government Attorney's Office。ブトワルは、西部（Western Region）3地区（Zone）のうち最も南側にあるルンビニ地区（Lumbini Zone）の中心都市。カトマンズの西方約240kmに位置する。人口約60万人。同市のあるルンビニ地区は釈迦の生誕地であることで有名である。なお、英語に対応する日本語表記は「ブトワル控訴審級検事事務所」とでもするのが正確ではあろうが、分かりやすくするために「高等検察庁」の語を充てている。

感じさせる人物である。

(3) 活動内容

① 大阪セッション

- ・大阪高検検事長・大阪地検検事正表敬
- ・大阪地検業務概要説明
- ・業務説明「検務事務一大規模庁における事件管理」
- ・講義「日本の刑事訴訟における捜査・立証の概略」
- ・座談会「検察実務が抱える諸問題—国民の信頼確保に向けて 日本及びネパールの現状比較」（法務省特別顧問・最高検検事・アジ研教官が参加）

② 札幌セッション

- ・札幌高検検事長・札幌地検検事正表敬
- ・札幌地裁所長表敬・刑事公判廷傍聴・担当裁判官との質疑応答
- ・アジア刑政財団（ACPF）札幌支部講演会「ネパール新憲法の制定と今後の検察」

③ 函館セッション

- ・函館地検検事正表敬・函館地裁所長表敬
- ・庁舎見学・業務説明「小規模庁における事件管理・事件処理」
- ・座談会「現場検察官から見た検察と警察の関係」
- ・模擬弁解録取
- ・事件相談見学
- ・北海道警察函館方面本部見学
- ・函館弁護士会訪問
- ・総括質疑応答

5 実施結果

(1) 大阪セッション

大阪では、高検・地検への表敬訪問のほか、セッションの主要目的2つあった。一つは、今回の研究活動全体にわたるオリエンテーションに続き、大阪のような大規模長における業務の実際、特にネパール側が関心を持っている検察庁における事件管理の実務を観察してもらうこと、そしてもう一つは、近

時新たに設置された最高検察庁の「国際分野専門委員会」の関係者との座談である。

① 大阪地検の業務説明及び施設見学等

最初に、大阪地方検察庁の検務検察官から検察庁における事件取扱いの流れについて詳しい説明がなされた後、事件記録の受付を行う部署から始まって証拠品担当部署、令状担当部署、犯歴担当部署、執行担当部署、徵収担当部署、記録担当部署などの見学が行われた。両検事は、日本の検察庁における高度にシステム化された事件管理の様子を目の当たりにし、また、各部署において担当係員に詳細な質問をし、それに対して的確な応答がなされたことにかなりの感銘を受けたよう、「管理システムもさることながら、各部署において、担当係員がいずれも自らの担当する仕事に誇りと責任感を持って当たっていることが彼らの表情や言葉の端々に感じられ、すばらしいことだと思った。日本のシステムがきちんと機能していることの裏にある秘密を見たような気がする」と述べていた。

また、記録の保管・管理については非常に大きな興味を示し、多くの質問をした。スペディ検事によると「この点は特に日本から学ばなければならない。ネパールでは刑事事件記録も裁判所が保管することになっているが、保管施設の不足や老朽化、そして何よりも管理責任の不明確さ、担当者の無責任などが相まって、記録が失われたり、汚損して使い物にならなくなったりしている。そのため、被告人の前科の内容すら不明ということも多く、適切な訴追・処罰に悪影響を及ぼしている」とのことであった。

② 最高検察庁「国際分野専門委員会」との座談会

この座談会は、今回のネパールの幹部検察官の来日が、国際分野で求められる法務検察職員の役割や、収集される情報の集積・活用方策を検討する上で必要な、他国の刑事司法の実情とその問題点に関する情報や、彼我の比較を通じて日本に参考となる情報を得る場として好適な機会であり、かつ同委員会が国際協力（法整備支援）の必要性についてさらに認

識を深めることに資すると考え、企画されたものである。同委員会からは横田洋三参与（法務省特別顧問・(財)人権教育啓発推進センター理事長）、田内正宏座長（最高検察庁公安部長）、山下輝年委員（法務総合研究所国際協力部長）及び藤田勇志委員（東京地方検察庁総務部上席検務専門官）の4名に加え、法務総合研究所国際連合研修協力部の野口元郎教官⁹も参加され、国際協力部教官も交えて行われた。

概ね3時間にわたった座談会の最初にスペディ検事及びポカレル検事によるネパール刑事司法の実情に関する発表（発表内容については発表原稿の和訳を添付したので参照されたい）が行われ、引き続いだ発表に関する質疑応答、そして自由討論と続いた。



大阪高検検事長・次席検事表敬



座談会の様子

(2) 札幌セッション

札幌においては、高検・地検への表敬のほか、行事としては、裁判傍聴とアジア刑政財団札幌支部の招きによる講演会が主たるものであった。また、札幌地裁の御好意により、所長への表敬訪問も実現した。



札幌高検検事長表敬



大阪地検検事正表敬



札幌地検検事正表敬

① 札幌地裁での刑事裁判傍聴

刑事裁判傍聴はネパール側からの要望にもあったもので、正式裁判の手続を理解するには実際の裁判

⁹ 野口教官は、カンボジアのクメール・ルージュ政権によって行われた犯罪を裁く「カンボジア特別法廷最高審裁判部」（Supreme Court Chamber, Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia）の裁判官でもある。

を傍聴することが何よりである。札幌地裁の配慮により、閉廷後、担当裁判官との質疑応答も行われた。事件は夫婦間の傷害事件で夫が内妻に暴力をふるつて怪我をさせたというもので、自白事件であるが、同種事件で保護観察付きの執行猶予中の犯行であったことから、体刑が選択されれば実刑を免れない事案であり、被害者である内妻が弁護側情状証人として出廷し、実刑回避を訴えた点に特徴があった。情状証人の尋問に加え、かなり入念な被告人質問が行われた。傍聴したスペディ検事、ポカレル検事は、非常に丁寧な裁判官の訴訟指揮と、弁護人、検察官による尋問に加え、裁判官自身が、被告人の反省の程度や社会内更生の可能性の有無を確認するために入念な補充尋問をしたことに相当感心したようであり、閉廷後の質疑応答でも担当裁判官にその点について重ねて質問をしていた。



札幌地裁所長表敬



担当裁判官との質疑応答

② アジア刑政財団(ACPF) 札幌支部における講演
アジア刑政財団の御好意により、札幌市内のホテ

ルにおいて講演会と懇親会が開催された。講演では、両検事がネパールの新憲法制定の進捗状況と新憲法下におけるネパールの刑事司法制度の在り方について発表した。その後講演会参加者との懇親会では、終始和やかな雰囲気で歓談が行われた。両検事はACPF 札幌支部の会員である多くの保護司の方々に取り囲まれ様々な質問を受けたようである。両検事とも保護関係者の犯罪者更生に向けた熱意に感じ入っており、その後、この札幌での懇親会について、忘れられない思い出の一つである旨語っていた。



ACPF 札幌講演会



懇親会にて

なお、札幌では、全く予定していなかった出来事がひとつあった。朝、函館に異動するためにホテルから札幌駅に向かうと、駅前に交番があり、ちょうど助女性警察官が立ち番をしていた。スペディ検事は、それまでの行程で何度も「日本では、路上を走っていても警察の存在を感じない。それなのにこれほど治安が保たれているのは驚きである。

カトマンズだったら市内の道路には警官がうようよしている。それなのに治安がよくない。いったいどうなっているのだ?」と言っていたので、せっかくだから日本の交番もご覧願おうととっさに考え、勤務中に誠に恐縮であったが、女性警察官に「すみませんが、ちょっと交番を見せてくださいませんか?」とお願いしたところ、一瞬驚かれた様子であったが、すぐにニコリと笑われ、「どうぞどうぞ」と交番の中を見せてくださり、相勤の男性警察官お二人とともに勤務体制などについて説明までしていただいた。両検事は交番の親切な対応に少々驚いたようであるが、「日本の交番が市民の信頼を得て見事に機能していることがよく分かった。犯罪のない社会に向けた真摯な努力を感じる」と感心していた。

(3) 函館セッション

今回の全行程の中で、両検事が日本の捜査訴追実務をつぶさに観察することができたのが、函館での3日間のセッションであった。本研究の眼目は、大規模庁（大阪地検）と小規模庁（函館地検）における検察実務を比較し、それぞれに工夫がなされて大規模庁でも小規模庁でもそれぞれに検察としての適正な機能を十分に果たしていることを理解してもらうことと、検察・警察の日常の仕事を、その現場においてできるだけリアルに理解してもらうことにあった。その目的は、全庁を挙げてプログラムを企画実施してくださった函館地検を始め、函館地裁、北海道警察函館方面本部及び函館弁護士会の御協力で十二分に果たせたと考える。

① 業務説明・庁舎見学・函館地裁表敬

赤根智子検事正から函館地検の業務概要説明を受けたほか、庁舎内各部署を見学し、各部署の係員に質疑に応えていただいた。両検事は各部署において細かいことにも興味を持ち、あれこれ質問を続け、小規模庁においても大規模庁と何ら異なることなく、職員がそれぞれの仕事に誇りと責任を持って取り組んでることを改めて感じた様子であった。



函館地検検事正室にて



ゴム印に興味津々のスペディ検事



函館地裁所長表敬

② 検察官との座談会

検事正、次席検事、三席検事ほか数名の検察官出席の下、討議が行われた。三席検事からは、ふだんの捜査に当たって警察官との信頼関係を保つのにどのような努力が払われているか、捜査指揮に関してどのような点に留意しているかなど、日本においてはなぜ検察・警察の関係が概ね良好に保たれているかなどについて意見が述べられたほか、スペディ検事からは、これらの点についてネパールの現状につ

いて説明がなされた。同検事によると「ネパールにおいても、検察官と警察官との個人的関係は極めて良好である。裁判官や弁護士との関係もそうだが、要するに狭い世界であり、お互いに知り合いであって、人的関係では何の問題もない。ところが、これが組織同士の関係となると奇妙なことに全く別の様相を呈する。恐らくそれぞれの職にある者が各自のプロフェッショナルとしての役割・機能を日本ほどにはわきまえていないところに原因があると思われるが、未だによく分からぬ。加えて各組織が極めて強い政治的な影響を受けることにも大きな問題がある。」とのことであった。また、同検事は「ネパールでは、警察が刑事事件捜査を軽視する傾向があり、しかるべき訓練も未だ受けていないような若年の警察官に任せきりにしてしまい、その結果適切な証拠収集ができていないほか、捜査した事件のその後の処理についてはひどく無関心で、検察に事件送致をしてしまえば、あとは警察の仕事ではない、とばかりに放り出してしまうという問題がある」など、事件捜査、訴追実務についての幾つかの深刻な事態について率直に語った。



函館地檢検察官との座談会

③ 模擬弁解録取

筆者が 2011 年 3 月の現地調査時に検事総長府側と会談した際には、先方からは、「可能であれば検察官による実際の取調べを見学したい」との要望があったが、これに応じるのは無理なので、実際の弁解録取とほぼ同じやり取りを三席検事室において再現し、見学してもらうことにした。しかし、見学する

にしても、そのやり取りが何であるのか分からなければ意味がないので、実際の捜査の流れや、通常の事件で典型的に収集される証拠や捜査書類がどのようなものであるかも含めて全体を理解してもらうため、国際協力部教官において、事件記録（警察からの送致記録に、検察官が作成する勾留請求関係の書類及びその後の補充捜査指揮に基づいて警察から送られてくる関係書類からなるもので、これに基づき検察官が処分をする直前の状態のもの）を英文で作成し、両検事に配布するとともに、この内容に沿って、三席検事と被疑者役の若手検事ほか事務官も加わって、弁解録取の状況を英語で演じた。両検事はこの迫真的演技を熱心に見学した後、幾つかの質問をし、被疑者に対する権利告知や弁解の聴取について正確に理解することができた模様である。

④ 函館弁護士会訪問

捜査公判を通じて検察官とは対立関係にある弁護士の視点についても学ぶことが大切であると考え、函館弁護士会の御好意により同会訪問が実現し、刑事弁護を取り扱われる弁護士との座談会開催となつた。スペディ検事らは、刑事手続きの中では終始警察・検察とは対立緊張関係にある弁護人も、プロ法律家として責任感を持って被疑者・被告人の権利保護に尽力していることや、対立当事者でありながら検察官との間でも互いにプロフェッショナルとして認め合い、良好な関係にあることに感銘を受けた様子であった。



函館弁護士会にて



座談会の様子



第一線捜査官の方々と

⑤ 北海道警察函館方面本部見学

函館方面本部には本研究において多大な御協力をいただいた。本部長からの方面本部管内の状況について詳しい説明の後、警察官の装備点検、各課や科学捜査研究室、機動鑑識車両などを見学し、さらには第一線の幹部捜査官の方々と懇談する機会まで設けられた。両検事にとっては、日本の刑事警察の現場を自らの目で確認でき、現場の捜査官から直接話が聞けるという貴重な機会であった。方面本部の見学と捜査官との会談を通じて、両検事は日本の警察がなぜ国民の信頼を勝ち得ているのかを理解したようである。スペディ検事は、その後も「北海道の第一線の捜査官に、仕事上何が一番プレッシャーになるか」と聞いたら、即座に『国民の目です』との答えが返ってきたことには驚き、感動した。彼らがプレッシャーを感じているのは、上司でもなく、検察官でもなく、政治家でもなかった。警察官一人一人が国民を思い、国民のためにがんばっていることがよく分かった。」と筆者に述べ、ネパールの検察・警察に足りないものの一つだ、と言って日本の警察官の責任感の強さをうらやましくさえ思っている様子が窺われた。



薬物検査機器の見学

⑥ 事件相談見学

三席検事と函館中央警察署の御好意により、捜査上の秘密事項や被疑者的人定等が分からないように配慮しながら、警察官による検察官との事件相談の様子を見学してもらった。事案は、横領になるのか、詐欺になるのか、あるいは背任になるのか、擬律判断の難しい事件であったが、両検事とも強い興味を示し、ネパール法上であればどうなる、といった議論までしていた。

⑦ 総括質疑応答

セッションの最後に、再び検事正以下検察官が参加し、全体的な総括質疑応答を行った。スペディ検事からは、前日の座談時に引き続き、ネパールの実務や制度に関する問題についての説明が幾つかなされた。

実務上の問題として同検事が上げたのは、被疑者取調べの問題である。ネパールでは、被疑者取調べは警察官が単独ではこれを行うことができず、尋問



熱心に説明をしてくださる本部長

手続の適正を担保するため、必ず検察庁に引致して検察官の面前で警察官が尋問をしなければならない。そうで、実際にそのとおりの取調べが行われている。ところが、警察は、その担当を未だ捜査官としての訓練など全く受けていない、末端の巡査（しかも、往々にして読み書きができるというだけの理由で試験もなしに採用された若年の警察官）に任せてしまうため、そのような巡査が幾ら検察官の前で尋問を行おうとしても、まともにできるはずもなく、さりとて、検察官が自ら尋問しようにも、関連資料がほとんど送られてこないためどうすることもできない、という事態が頻繁に生じているとのことである。

また、制度面では、一例として、勾留期間についての次のような問題がある。すなわち、ネパールでは、共犯事件の場合、勾留期間は人単位ではなく、事件単位で進行することである。つまり、共犯事件の場合、一人が捕まると、勾留期間が進行し始め、その終期までに他の共犯者が捕まらないとその共犯者の勾留が不可能になる。我々からみれば制度的欠陥というほかないような気がするが、そのため、組織犯罪の場合、幹部は軽輩に金をつかませて出頭させ、その勾留期間が終了するのを待ってから堂々と裁判に出廷し、否認をするということが多く見られる。刑事案件捜査関係者のモラルも向上と共に、このような制度的な欠陥を是正していくこともこれからの大変な課題である。

なお、この総括質疑応答のセッションでは、最後に NHK 北海道支局の取材が行われた。両検事もこれを快諾し、スペディ検事が記者の質問に答えて日本の刑事司法についての感想を述べるとともに、日本の治安の良さ、特に警察が路上でのプレゼンスを感じさせないようにこれほど良好な治安が保たれていることや、高位の裁判官や検察官などが何ら護衛なしに夜間でも一人歩きができることに感心した旨述べていた。



総括質疑応答



テレビ取材を受けるスペディ検事

6 所感

今回の比較研究は、既に述べたとおり、ネパールの幹部検察官に、可能な限り日本の捜査・訴追実務を体感してもらい、そこで得たものを今後のネパールの刑事司法改革に役立てもらうとともに、我が国による今後のネパールに対する法整備支援の在り方を検討する資料にすることが大きな目的であったが、それと共に、日本側がネパールの刑事司法の実情に接することにより、何らかの刺激を受け、少しでも我が国の刑事司法の在り方を再考するきっかけになればという思惑もあった。これらの点については、本研究は概ねその目的を達したと言って差し支えないと思われる。

筆者はこれまでにネパール向けの刑事関係の本邦研修の企画実施に携わったほか、4回にわたってカトマンズを訪れ、司法関係者と多く会談を持ち、セミナーなども行ってきたが、実のところ、先方が多

忙であったことや、スケジュールの都合などで、ネパール検事総長府とはさほど突っ込んだ話はできなかいでいたため、捜査・訴追の実務が抱える問題については、裁判官や、退官された元検察官などの話や、セミナーに出席してくれた検察官の反応、あるいは英文の文献などから探るしかなかったのであるが、今回、両幹部検察官と10日間を共に過ごすことにより、さらに多くの情報を得、また、これまで推測するにすぎなかった事項を改めて確認することができた。筆者にとっては、これは何よりの収穫であった。

今回の比較研究実施に当たっては実に多くの方々に多大な御協力をいただいた。大阪・札幌・函館の各高検・地検のみなさまを始め、札幌地裁、函館地裁、北海道警察函館方面本部、函館弁護士会のみなさまにはこの場を借りて心からの御礼を申し上げる次第である。また、歓迎会を開催してくださったACPF大阪支部のみなさま、そして、講演会と懇親会を企画実施してくださったACPF札幌支部と、これらに参加された同支部会員のみなさまには特に厚く御礼を申し上げる次第である。そして、大阪での座談会に東京からお越しになった最高検国際分野専門委員会のみなさまにも、厚く御礼を申し上げたい。なお、全序を挙げて懇切丁寧な対応をしてくださった函館地検からは、赤根検事正、野原三席検事、高井検事、そして汐川企画調査課長からそれぞれ感想文をいただいた。これについても改めて御礼申し上げると共に、本稿に添付しますので是非御一読願いたい。

スペディ検事らが複数の場面で率直に述べていたとおり、ネパールの刑事司法はなお、多くの制度上・実務上の問題を抱えており、危機的な状況を脱したとはいえない。長引く「不処罰問題」は国民の司法に対する信頼に深刻な影を落としており、これまでの刑事手続の制度的欠点を少しでも改善すべく起草された刑法・刑事訴訟法・量刑法の審議は度重なる政治的混乱による制憲議会の審議停滞により、成立の見通しは明らかではない。ネパールの刑事司法関

係者は今後多くの困難と障害に悩ませられ続けるであろう。しかし、筆者は、今回の比較研究実施のきっかけとなった要望をされたサングロウラ前検事総長の果敢な行動や、今回来日した両幹部検察官の刑事司法改革へ向けた真摯な態度などに接し、困難の中にも明るい兆しが見えているのではないか、という感じを受けている。多くを説明するよりも、今回の比較研究の企画段階で、筆者がサングロウラ前検事総長から光栄にもいただいた、短い、しかし力強いメールの内容を紹介して、本稿を締めくくろうと思う。

「森永へ。メールをありがとう。話はスペディ検事とポカレル検事に伝えた。2人とも参加を楽しみにしている。検事総長府は前進しているぞ。検察官研修所は設立した。若手検事相手の初めての研修がもう始まっている。政府の予算が付いて、首都検察がまもなく立ち上がるぞ。総長ユバラジより。」

以上

ネパール憲法及び今後の刑事司法制度

検事 ユバ・ラジ・スベディ

検事 スルヤ・プラサド・ポカレル

現在のシナリオ

ネパールの刑事司法制度は土着的な発展の後、英米法、大陸法の影響を受けてきた。1960 年以前の司法制度は、フランス大陸制度に類似しており、犯罪被害者は、裁判所に告訴し、裁判所に属する司法警察が捜査を行っていた。1960 年国家事件法が公布された後は、刑事捜査は警察及び検察官が共同で行い、起訴状は警察と検察官が共同で提出すると定められていた。1990 年、旧体制が転覆し、国民人民運動 I の法規定が破棄され、その結果 1990 年ネパール王国憲法が公布された。憲法は、検察権を検事総長のみに与え、検事総長が部下の検察官に権限を委任することを許可することも定めた。刑事司法制度に関する憲法の新しい規定により、1960 年旧国家事件法は時代遅れとなり、これを廃止して 1992 年新国家事件法が公布された。新法は、警察のみに刑事犯罪の捜査権を与え、検察官は訴追のみに制約された。しかし、新法は検察官に、捜査中警察に指示を与える権限を定めた。

2006 年人民運動 II の精神は、当時の反乱軍（毛沢東主義者）とネパール政府との包括和平合意につながった。彼らは、和平合意を通じて停戦から維持可能な平和及び繁栄に移行することを確約した。2007 年暫定憲法は、改革及び運動の成果を制度化するという政治的合意の下に制定され、毛沢東主義者らを国政の中心に据えた。暫定憲法は、以下を目的としている。

– 民主主義、平和及び発展を望む国民の信任を尊重する。

– 国家再建という任務を達成する。

– 民主主義の価値、基準を確約する。

– 自分たちの憲法を制定し、自由な環境の中で憲法議会の自由かつ公平な選挙に参加するネパール国民の基本的権利を保障する。

– 君主制を廃止する。

– ネパールを連邦制、民主主義共和国と宣言する。

毛沢東主義者反乱軍は、立法議会及び政府に参加了。憲法議会選挙は自由かつ公平に行われ、毛沢東主義者は憲法議会で最大政党となった。暫定憲法は、2 年の枠組みで憲法議会を通じて新憲法を定めることを規定した。しかし、新憲法は制定されなかったため、期限が 2 倍に延長された。憲法制定期間が延長された主な理由は、基本的指針原則、国家の再建、政治形態、選挙方法などに関して政党間で意見の一致が見られなかつたからである。

人民運動の精神に基づき、法の支配及びグッド・ガバナンスを国家の活動に反映しなければならない。これらの価値を守るため、国の刑事司法制度を改革し、公平、公正な捜査、訴追及び裁判を保障する制度にする必要がある。世界の変化する状況に応じて判決に関する方針も改革しなければならない。ゆえに、国家の現在の刑法は新しい法律に取り替えられる。これに関連し、以下の法案が立法議会に提出された。

– 2011 年刑事法

– 2011 年刑事訴訟法

– 2011 年刑事犯罪（量刑及び科刑）法案

2007 年暫定憲法

暫定憲法は 2007 年に公布された。この憲法は、民主主義的価値観及び基準に関する人民の誓約を反

映しており、新しい憲法が憲法議会で制定されるまで有効である。何人も個人の自由を奪われず、威厳をもって生活する権利を有し、死刑を定めず、捜査又は裁判の間又はその他の理由で勾留された者は、物理的精神的拷問や残酷で非人道的又は名誉を傷つける扱いを受けないなど、刑事捜査及び公平な裁判に関する個人の権利のほとんどは暫定憲法によって保護されている。拷問と考えられるいかなる行為も法律に基づいて罰せられ、拷問を受けた者には法に基づいた賠償が提供され、国家の主権、統合性、法律又は秩序に対する直接の脅威となる十分な根拠がない限り、何人も予防的に勾留されることはない。暫定憲法は、正義に関して以下の権利を定めている。

- 何人も、逮捕理由を知らされずに勾留されることはない。
- 何人も、逮捕後自ら選任する法律家に相談する権利を有する。
- 逮捕された者は、逮捕後 24 時間以内に裁判所に送致されなければならず、何人も裁判所の命令がなければ勾留されることはない。
- 何人も、法律で処罰対象でなかった行為を行ったことにより処罰されることはない。
- 何人も、犯罪を行ったときに法律で定められている刑罰よりも重い刑を受けることはない。
- 犯罪の嫌疑をかけられたいかなる者も、その有罪が証明されるまで無罪であると推定される。
- 何人も同じ罪で複数回裁判を受け、又は罰せられることがない。
- 犯罪の嫌疑をかけられたいかなる者も、自分に不利な証言をすることを強制されない。
- 何人も自分に対する手続について知らされる権利を有する。
- 何人も管轄権を有する裁判所又は司法機関による公正な裁判を受ける権利を有する。
- 困窮者は、無料の法律扶助を受ける権利を有する。

憲法が定める検事総長の責任

検事総長は、国家の最高法律顧問である。総長は、政府又は政府が定める機関に対し憲法及び法律問題について意見し、助言を行う任務を負う。検事総長及びその部下の検察官は、政府の権利、利益又は懸案事項が関わる訴訟において政府を代表する。検事総長は、裁判所又は司法機関で政府を代表して事件を起訴するか否かについて最終判断をする。検事総長は、最高裁判所の法律に関する解釈、又は最高裁判所が定めた法律原則の実施について監視し、被勾留者が人道的に扱われたどうか否かを決定するため勾留状況をチェックすることを委任されている。

将来の憲法における刑事司法の規定

司法府及び基本的権利に関する新憲法の概念に関して意見書を作成するために設立された委員会は、報告書を憲法議会に提出した。その報告書は、さらに検討を行うため憲法委員会に転送された。この委員会は、新憲法が保障すべき基本的権利について提言し、正義に関する権利、拷問を受けない権利及び予防的に勾留されない権利を新憲法に取り入れることを提案した。暫定憲法は、被害者の権利について何ら規定していない。被害者の概念は、刑事司法制度の重要な要素の 1 つである。委員会は、その概念を認め、被害者の権利を「犯罪被害者は、犯罪の捜査、手続に関する情報にアクセスする権利を有する。被害者は、社会復帰し、賠償を受ける権利を有する」として受け入れる提言を行った。

刑事司法制度

刑事司法制度は、犯罪捜査、訴追、管轄権を有する裁判所の裁判、及びその決定の行使に関する制度で構成される。

犯罪捜査

犯罪捜査は、警察のみの責任である。犯罪に関する最初の情報が警察に通報され、犯罪の情報を入手

した後、警察は即座に捜査を開始する手配を行う。捜査中、警察は証拠を入手するために必要な手配を行い、被疑者が逃亡しないよう必要な措置を講じなければならず、この点について個人、当局の支援を求めることができる。犯罪捜査を開始する前に、警察は、担当検察官に犯罪に関する予備報告書を送付する。検察官は、捜査方法、捜査手段に関して警察に必要な指示を与えてよい。

警察署は、犯罪捜査を担当する捜査官を任命する。捜査官は、犯行現場、状況を説明した法律文書を作成する。捜査中、場所、人物の搜索、差押えは、定められた方法に基づいて行わなければならない。捜査、差押えを行うに当たり、被疑者の威厳は尊重しなければならない。女性の場合、配慮が必要であり、女性の身体検査のために女性警察官が配置されている。捜索中に犯罪に関連する物が見つかった場合、警察官は、当該物の説明、場所及び状況を説明した文書を2通作成する。捜索及び差押えは関係者に令状を示して行う。捜索、差押えは、日の出から日の入時刻までに行わなければならない。殺人、自殺の場合、警官は死体を検視し、死体の描写、場所及びその他顕著な事実について言及する法律文書を作成する。検体の血液、精液、身体組織又はその他の物を検査すれば証拠が出てくると考える合理的な理由がある場合、警察は、法医学研究所で検体を調べる。

警察官は、捜索、差押え、死体の検視及び犯罪の性質の検証、犯罪場所の説明に関する法律文書を作成し、以下の者の立会いの下、業務を終了しなければならない。

- 現場に居合わせた地元の者、少なくとも2名
- 地元団体のメンバー、又はそのようなメンバーが無理であればネパール政府の公務員
- (可能であれば) 被告人
- (可能であれば) 犯罪の通報者

警察は、犯罪に関与していると思われる被疑者を

逮捕する。逮捕の理由を説明する通知書を逮捕された者に示さなければならない。何人も捜査のために24時間以上拘束されない。捜査が24時間以内に終了せず、被疑者を勾留して捜査を続ける必要がある場合、警察は、裁判所に被疑者を送致して裁判所の許可を求めなければならない。被勾留者は、裁判所に対し身体検査の申し込みをすることができる。警察が挙げる理由が妥当であれば、裁判所は、被疑者を最大25日間勾留することを許可することができる。

警察官は、検察官の立会いの下、被疑者の供述を取る。被疑者を勾留すべきでないと警察が判断した場合、検察官の許可を得て被疑者を釈放することができる。警察が勾留すべきであると考える場合、何時でも犯罪の詳細について専門家の意見を聞き、検察官に法律の助言を求めることができる。捜査終了後、警察は、捜査に関する意見、物証とともに事件記録の原本、写しを検察官に提出する。

提案された捜査手続

2011年刑事訴訟法案は、捜査についていくつか新しい規定を設けた。

- 警察署が犯罪情報の受理を否定した場合、通報者は、そのような否定を検察庁に公表して不服を申し立てることができる。検察庁は、不服の記録を保管し、関係する警察署に記録を送付し、必要な手続をとる。
- 警察官は、裁判所から許可を得て容疑者を逮捕する。
- 警察官は、予備捜査の開始後3日以内に検察庁に捜査報告書を送付する。
- 警察官は、検察官の許可を得て誤報を保留する。
- 警察署は、被疑者の身元を記載した勾留記録をつける。捜査機関は、容疑者を24時間以上勾留する場合、検察官を通じて裁判所に容疑者を送致する。裁判所は、犯罪の情報記録を保

管する。

- 捜査官は、捜査日誌をつける。検察官及び裁判所は、何時でも捜査日誌をチェックすることができる。
- 検事総長は、捜査機関又は関係部署に対し、捜査について必要な指示を与えることができる。
- 警察官は、妊娠7か月以上の女性、70歳以上の高齢者及び未成年者については、勾留せずに捜査手続を進めることができる。
- 警察官は、身体的状況又は治安の問題により直接捜査できない者がいる場合、テレビ会議システムを通じて供述を取り、又は取調べを行うことができる。

訴追

暫定憲法は、検事総長に刑事事件について訴追するか否かを決定し、訴追権限を部下の検察官に委任する権限を与えた。検察庁の組織は3層で構成される。

- 中央レベルに検事総長府がある。
- 区域レベルに16の高等検察庁がある。
- 郡レベルに75の地方検察庁がある。

地方検事は、事件を訴追するか否かを決定する。訴追を決定した場合、被告人に対して以下の情報を含む起訴状を作成する。

- 被告人の氏名及び住所
- 犯罪情報
- 犯罪の詳細
- 被告人の罪名及びその証拠
- 罰条
- 求刑
- 賠償金額
- 事件名
- 被告人の前科

法律が定める期限内に起訴状を、被告人、証拠及

び犯罪に関連する物とともに裁判所又は関連機関に提出する。

提案された検察制度

2011年刑事訴訟法案は、検察制度を改革するため以下のような新しい規定を提案した。

- 司法取引に関する規定
- 軽犯罪を訴追しない権限
- 追加訴追権限
- 一起訴状を修正する権限
- 一起訴する場合は起訴状の写し、不起訴の場合は決定の写しを捜査当局に提供する。

裁判プロセス

ネパールの司法制度では、裁判所は三審制である。

- カトマンズに頂点の裁判所として最高裁判所
- 区域レベルに16の控訴裁判所、及び
- 75の郡都に地方裁判所

通常、地方裁判所は第一審裁判所である。地方検事が起訴状を提出した後、裁判手続が開始する。起訴状とともに被告人も送致された場合、裁判所は事件を登録し被告人の供述を取る。被告人を勾留すべきか、保釈すべきか、又は裁判所が指定する日に裁判所に出頭する誓約をさせて釈放するかを決めるため、予備審理を行う。被告人全員が起訴状とともに送致されない場合、裁判所は失踪した被告人宛ての召喚状及び令状を発する。

裁判所は、2回目の審理で起訴状の要求及び被告人の供述を検討する。被告人が罪を認めた場合、裁判官は即刻事件について裁決することができる。被告人が検察の容疑を認めない場合、裁判所は、対立する点について証拠を提出するよう両当事者に命ずる。

検察官は、証人の供述を取り、証拠を裁判所に提

出する。裁判所は、起訴状に記載されている証人を召喚するよう警察に命ずる。警察は、裁判所が指定した日に、政府の費用負担で検察官を通じて証人を召喚し証拠を提出する。検察官は、反対尋問で被告人の証人に尋問する。同様に弁護人は被告人の証人を取り調べ、反対尋問で政府の証人に尋問する。

証拠の提出、取調べ後、最終審理が開始する。裁判官は、検察の主張、証拠、被告人の供述、弁護人の意見を検討し、まず犯罪が行われた否かを判断する。両当事者の弁護人が裁判官に提出した証拠に基づき、裁判官は、犯罪が行われたか否か、行われた場合、被告人が関与しているか否か、そして被告人が有罪になった場合その刑を決定する。判決に不服を持つ当事者は、控訴のための召喚日又は判決日から 70 日以内に控訴する権利を有する。

提案された裁判プロセス

2011 年刑事手続法案は、裁判プロセスを改革するためにいくつかの新しい規定を設けた。

－召喚、令状は、全国紙による通知、海外に在住する者に対しては電子メディアによる通知で発行することが可能である。

－失踪者について令状に定める特別規定

- ・ 公的地位の停止
- ・ 財産所有権移譲停止
- ・ 知的財産からの利益受理停止

－裁判のための保釈保証制度の導入

－共同被告人は、被告人を反対尋問できる。

－検察は、最初に証人を提示する優先権を有する。

－テレビ会議システムで行った証人の取調べ記録を証拠として認定する。

－検察官の証人の安全のため、必要な手配を行う。

－裁判所は、証人が申し立てた場合、証人を保護する命令を発することができる。

－ネパールの領土外にいる証人の取調べに関する規定。

－検察官の推薦を受けた他の弁護士が、刑事事件で検察側の陳述をすることができる。

－30 日の控訴期間

－最終決定の日から 1 年経過後、決定に関する情報を受け取ったと見なされる。

判決の執行

地方裁判所は、全裁判所の決定を執行する任務を負う。裁判所は、犯人の名前、刑期、釈放日、罰金の金額、要求金額及び賠償金額を記載した記録を別途保管する。

刑に関する規定

有効な法律に基き、裁判所は、犯罪の種類に応じて被告人を次のような方法で罰することができる。

－財産全てを没収した終身刑

－終身刑（20 年）

－懲役及び罰金

－懲役

－罰金

－将来同じ犯罪を行わないという被告人の誓約書

－被害者に対し、請求額の賠償。

－被害者に対する妥当な賠償。

有罪者が最終決定日から 60 日以内に罰金を支払い、又は懲役に服す準備ができている場合、刑期及び罰金額を 20% 減刑することができる。

被告人が初犯で刑期が 3 年以内の場合、刑期 1 日当たりにつき 25 ルピーを支払えば懲役を免除することが妥当であると裁判官が考える場合、被告人が再度罪を犯さないという誓約書を提出することが必要である。罰金及び懲役の併科の場合、罰金を支払わなければ 4 年以下の懲役が科される。有罪者が罰金刑のみで罰金を支払えない場合、2 年以下の懲役が科される。

今後の刑法

2011 年刑事犯罪（量刑及び科刑）法案及び 2011 年刑法案は、以下の主な規定を定めた。

－犯罪に対する刑

- ・ 終身刑（30 年）
- ・ 罰金
- ・ 罰金及び懲役
- ・ 賠償
- ・ 罰金又は賠償金未払いの場合、懲役
- ・ 懲役の代わりになる社会奉仕

－全財産没収の刑は撤廃

－凶悪、重大犯罪の定義

－少年に対する別の処遇

－10 歳未満の児童に対する刑事責任の免責

－刑期を半分まで減刑する規定

－一時賠償金に関する規定

－3 年以上の懲役の審査、又は

－30,000 ルピー以上の罰金又は有罪判決後 30 日以内の刑行使の場合、別途審理を行うこと

－刑の報告に関する規定

－刑の審査のための基準必要

－犯人の社会奉仕に関する規定

－刑の執行猶予に関する規定

－少年院に関する規定

－社会復帰センターに関する規定

－懲役は、週末、夜のみなど、さまざまな方法で実施可能である。

－犯人の公的労務

－開放型刑務所に関する規定

－仮釈放に関する規定

－犯人の社会復帰に関する規定

－刑務所における矯正プログラム実施の強制

－保護観察及び仮釈放委員会に関する規定

－被害者に対する賠償の規定

－刑推薦委員会に関する規定

－被害者の救済、賠償委員会などに関する規定

結論

ネパールは、君主国家から連邦民主主義共和国へ移行した。新憲法を作成する過程において様々な利害が表面化した。新憲法で自分たちの利害が受け入れられるよう、様々な階級、地方、性、政党及び民族の人々が圧力をかけている。この移行期に国内の犯罪は急増した。国の様々な地域で武装活動が活発化し、警察及び検察官にとって状況は厳しくなった。この変革の分岐点において、警察及び検察官は、公平、公正な捜査、起訴を通じて犯罪者を裁く必要がある。

現在、憲法制定が国の主要課題である。新憲法制定には、政党、市民社会、民族グループ、知識人など、様々な利害を抱えるグループが意見を一致させなければならない。刑法学、公正な裁判及び被害者に対する正義という新しく生まれた概念を受け入れて国の刑事司法制度を強化するコンセンサスが得られた。これらの概念に沿った法律を制定し、効率的な刑事司法制度を確立するために、ネパール政府は、2011 年刑法、2011 年刑事訴訟法及び 2011 年刑事犯罪（刑の審査及び行使）法の 3 つの法案を立法議会に提出した。これらの法案は、刑事司法原則を取り入れ、様々な性質の犯罪を定義し、刑事手続を定め、斬新的な刑及び処罰の矯正理論を導入している。同様に、法案は、捜査及び決定の行使における検察官の積極的な役割を想定している。効率的な訴追のため、法案は、訴追を行う検察官に捜査において警察に指示を出し、指導し、監督する権限を与えていた。これらの法案に基づいて、検察官は、裁量的訴追権及び裁判所に提出された起訴状の修正を行う権限を有する。裁判の過程で、検察官は、関連する証拠、証人を裁判所に提示するよう警察に指示することができ、審理の中で、検察官は、証人の尋問、反対尋問を行い積極的な役割を果たす。

刑事犯罪（量刑及び科刑）法は、議会で可決されればネパールにとって新しい実務になる。検事総長は、中央仮釈放保護観察委員長になり、各郡において地方検事は、郡の仮釈放保護観察委員長になる。これらの新しい規定及び措置は、ネパールの刑事司法制度を刷新し、効率的で確固たる制度にするため必要不可欠である。

ネパールの刑事司法制度

ユバ・ラジ・スベディ
スルヤ・プラサド・ポカレル

ネパールの法制度

ネパールの法制度は二つの段階を経て発展した。第1段階は不文法時代、第2段階は成文法時代と呼ばれる。第1段階の不文法時代は、1853年以前のキラト時代、リッチャヴィ時代、マッラ時代、シャー時代に属する。この段階では習慣、伝統及び社会慣習が法律と見なされていた。法体系は、民事、刑事の2つに分けられていた。様々な性質の事件を審理するため、それに応じた様々な種類の裁判所が形成された。手続法は非常に具体的に定められており、法制度全体はヒンズー哲学に大きく影響を受けた土着の慣習法に基づいていた。

成文法時代は、1853年国家法典¹の公布とともに始まった。この法典はフランスのナポレオン法典の影響を受けており、ヨーロッパ訪問中にフランスのナポレオン法典に刺激を受けた当時のジャング・バハドゥル・ラナ首相の意向により制定された。この法典は、序文で法の前の平等及び法による平等の保護を初めて具体化した。

ネパール法の構造

ネパールの法制度は、公法及び私法に分けられておらず、憲法及び制定法の二つのカテゴリーに分けられている。憲法は、国家の基本法と見なされ、憲法に整合しない法律は無効である。

裁判所の構造

ネパールの司法制度において、裁判所は三層で構成されている。最高裁判所は頂点の裁判所であり、憲法違反の法律の無効を宣言する権限を有する。それは記録裁判所と見なされ、下位裁判所全てを監督し、統御する。全国に控訴審を行う16の控訴裁判所がある。各郡には事実審裁判所又は第一審裁判所として75の地方裁判所がある。国家の司法権は、確立された国内外の司法、法律に関する原則を通じて裁判所が行使する。通常、刑事事件及び民事事件は、それぞれの事件を別々に審理する裁判所がないため、同じ地方裁判所で審理する。地方裁判所は第一審裁判所であるが、人身保護及び差止め命令に関して審理する権限が与えられている。いくつかの裁判所では、試験的に刑事、民事事件のために別々の法廷が設置されている。最高裁長官は、憲法評議会の提言を受け大統領が任命する。最高裁の他の裁判官及び控訴裁判所、地方裁判所の裁判官は、司法評議会の提言を受けて最高裁長官が任命する。

刑事司法制度

刑事司法制度は、犯罪、刑法、警察、検察官、裁判官、犯人、被害者及び裁判所で構成される。刑事司法の主な目的は、犯人を処罰し、被害者に正義を実行することである。それはさらに、犯罪を防止する。刑法違反は社会全体に影響を与える。したがって、公平、公正な捜査、訴追及び裁判を通じて犯人を裁くことが国家の主要な関心事項の1つである。

¹ いわゆるムルキ・AIN（Muluki Ain）のことである。

刑事司法制度の構成要素

- －刑法及び刑事政策
- －警察及び検察官
- －被疑者、被告人及び弁護人
- －裁判所
- －被害者
- －市民社会

刑法及び刑事政策

刑法は、犯罪及び刑について取り扱い、実体法及び手続法という2つの種類の法律がある。刑法の実体法は、個人の一定の行為を禁止、処罰し、刑を定める。それはまた、被害者の権利も認めている。手続法は、捜査から最終決定の行使まで、刑事司法制度のあらゆる段階について定めている。裁判が行われる場合、全ての刑事事件について公平な審理及び当然の正義の原則が適用される。

刑事政策は、さまざまな種類の刑に関連している。それは犯罪の性質、時間、場所及び犯人の状況を含め、様々な側面や状況を考慮しつつ遂行される。ネパールは、1990年憲法の規定で死刑を廃止した。現在有効な法律で定められた最も重い刑は、財産全てを押収する終身刑であるが、犯罪者の保護観察、仮保釈、開放型刑務所、社会奉仕については規定されていない。事実、何か特別な社会復帰プログラムもなく、刑の宣告に関して別途法律があるわけでもない。そのような法律の必要性を満たすため、刑法、刑事手続法及び量刑法案が起草され、議会に提出された。

警察及び検察官

警察は、犯罪の捜査を委託されている。犯罪行為の情報を得たとき、警察は即座に捜査を開始する。警察は検査官を任命し、検査官は検察官に連絡を取らなければならない。捜査は、犯罪の情報を得たときに開始し、通常、検察官が事件を起訴するか否か

を決定するために検査官が検査報告書を検察官（地方検事）に提出したときに終了する。

検査官の権限及び任務

- －犯罪の現場にできるだけ早く到達する。
- －目撃者、犯罪について知っている者の供述を記録し、法律文書を作成する。
- －容疑がかけられている場所、人物の捜索、押収を実施する。
- －逮捕理由を提示して被疑者を逮捕し、必要な場合被疑者を勾留する。
- －被疑者を24時間以上勾留する場合、裁判所の許可を得る。
- －検察官の立会いの下、被疑者の供述を録取する。
- －犯罪の物証を集めること。
- －出頭を保証させて被疑者を釈放する。
- －検察官の法律に関する指示に従う。
- －最終検査報告書及び自らの見解とともに事件記録を検察官に提出する。
- －検察官を通じて裁判所に事件が起訴された後入手した物証、書証を提出する。
- －指定された日時に検察官を通じて裁判所に証人を提示する。

刑事司法制度において、検察官は裁判前、裁判中、裁判後において非常に重大な役割を果たす。検察官は、捜査の開始時から捜査について警察に指示を出し、犯罪について被疑者を取り調べることができる。警察（検査官）は、検察官の立会いの下、被疑者の供述を取らなければならない。検察官は、捜査中いつでも警察に法律問題について助言することができ、警察に対し被疑者の釈放を許可することができる。

憲法及び現在有効な法律の下、検察官のみが起訴・不起訴を決定する権限を有する。検察官は起訴状を作成し、裁判所に起訴し、陳述、証拠提出、証人の取調べを通じて国家を代表して弁論する。事件で敗訴した場合、検察官は高等裁判所に控訴する。

刑事免責と闘う警察及び検察官の関係

刑事司法制度において、捜査及び訴追は連携した行為である。これらの行為は、両者とも捜査技術及び法律の専門知識を必要とする。1992 年国家事件法²及びその他の法律は、警察に捜査機関として、及び検事総長府に訴追当局として委任した。したがって、訴追を成功させるため、警察と検事の共同連携プレーが必要である。ネパールの刑事司法制度において、警察と検事の役割及び使命は、不必要に分離されてきた。警察は、検事に事件記録を渡したとき自分の職務が終了すると考え、その後は事件の手続きに関わろうとしない。一方検事は、捜査において非常に制限された最小の役割しか果たさない。通常警察は、検事が捜査官に指示を与えればそれは自分たちの領域への干渉であると考え、同様に、検事は事件が敗訴した場合、常に捜査を非難する。このような状況のため、警察と検事の間に亀裂が生じ、効率的な訴追を阻害してきた。したがって、刑事司法制度を通じた刑事免責との闘いのための共同キャンペーンも効果的ではなかった。

国家事件法は、警察と検察官の効果的な連携を想定している。検察官は、警察に対する法律顧問であるとみなされ、さらに警察に指示を与える権限を与えられた。両者とも捜査に関与しなければならず、警察は、検察官が起訴状を作成し裁判所に証拠を提出するに当たり検察官に協力しなければならない。同様に、1998 年検事（検察官）に関する規則は、検事総長を議長とし、次長検事、総務省長官及び警察庁長官で構成される中央レベル協力委員会について定めた。

効率的な連携の重大な必要性を考慮し、最近以下の措置が講じられた。

－警察と検察官が相互に協力し合い、効果的な捜査及び訴追のために連携するため、検事総長が最近 33 の指針を出した。

－検事総長府はその 5か年戦略的行動計画の中で、控訴レベル及び郡レベルの協力委員会の設立を提案した。

－共同研修プログラムの開始。

－検事総長府が開始したプログラムに警察が定期的に参加。

検察官の組織的構造

検事総長府

検事総長府は検察官の本部であり、首都カトマンズに所在する。検事総長は、首相の推薦の下、大統領が任命する憲法に定められた地位である。検事総長は、検察官の長及び政府の最高法律顧問として委任されている。検事総長は、以下の権限及び機能が与えられている。

－ネパール政府の最高法律顧問

－政府の権利、利益又は懸案事項が関わっている訴訟において政府を代表する。

－裁判所又は司法機関において政府の代理として事件を起訴する最終決定権を有する。

－最高裁判所の法律解釈又は法律原則の実施を監視する任務を負う。

－被勾留者が人道的な処遇を受けているか確認するため勾留を監視する権限を有する。

－立法議会又はその委員会の会議に出席し、いかなる法律問題についても意見を述べる権限を有する。

検事総長の部下の検察官は、政府の公務員である。その役務は、司法サービスの検察グループに該当する。彼らは、公務委員会が実施する全国試験で採用される。検事総長は最高位であり、検察官の長と見なされる。検察官の他の地位として、上から順に次長検事、上級検事、準上級検事、地方検事及び地方検事補がある。

² 1992 State Cases Act

高等検察庁

検事総長府の組織は、裁判所の構造と同様である。国中に 16 の控訴裁判所に相当する 16 の高等検察庁があり、高等検察庁は、上級検察官の地位にある上級検事がその長を務める。高等検察庁長官は、管轄区域内の検察官及びその補助スタッフ全員を監視し、チェックする責任を負う。高等検察庁長官は、国家の権利、利益又は懸念事項が関わる控訴裁判所での訴訟において政府を代表する。ネパールの検事総長は、勾留を監視しチェックする権限を高等検察庁の上級検事に委任した。

地方検察庁

地方検察庁は、郡レベルの検察官として勤務する地方検事が長を務める。刑事司法制度において地方検事は、制度を促進する重要な人事である。彼らは捜査官と直接連絡を取り、警察に指示を出し、法律に関する助言を与える。地方検事は、検事総長から与えられた権限の下で事件を起訴するか否かを決定し、独立して起訴状、証拠を提出し、証人を取り調べ、裁判所で陳述する。敗訴した場合、地方検事は、高等検察庁に控訴申立書を送付する。

被告人及び弁護人

被告人は、犯罪の嫌疑がかけられた者である。被告人は、捜査のどの段階においても公平な裁判を受ける権利を有する。裁判前において、被疑者は逮捕理由を知られ、勾留に関する情報を得て、裁判所の令状がない限り 24 時間を超えて勾留されず、逮捕時に自分が選任する弁護人の法律相談を受ける権利、黙秘権、有罪が証明されるまで無罪と前提される権利、及び自分に対して取られる手続について情報を受ける権利を有する。

裁判手続のどの段階においても、被告人は、管轄権のある裁判所で公平な裁判を受ける権利を有する。被告人が弁護人を雇うことができない場合、裁判所が被告人のために弁護人を選任する。

裁判所

裁判所は、公平で独立した司法機関であると見なされている。裁判所は、例外的な場合を除き捜査、訴追においては何の役割も果たさない。したがって、裁判官は裁決者として任務を遂行しなければならない。地方裁判所では、単独の裁判官が事件を審理し、決定する。ほとんどの刑事事件は地方裁判所に申し立てられる。地方裁判所では、被告人の供述が取られた後、被告人を勾留し続けるか、保釈を求めるか、指定された日に裁判所に出頭することを条件に釈放するかを決定するため、事件の手続を開始し、予備審理を行う。次に、証拠調べのために審理が行われる。裁判所は、様々な方法で証拠を取り調べる。裁判所は、事件当事者が争う問題を集中的に取り調べる。事件の処理に関して最終審理が行われ、裁判官は、認定された事実及び証拠に基づき、被告人の有罪、無罪について判定する。敗訴した当事者は、高等裁判所に控訴することができる。裁判所は、最高裁判所の最終許可を得た後、決定を行つする。

被害者

通常、犯罪の被害を被った者は犯罪被害者である。刑事司法制度は、犯人を罰し、被害者に賠償、補償をすることにより被害者に救済を施す。ほとんどの事件の場合、被害者は犯罪の主要な証拠である。被害者は、事件の目撃者として犯罪の通報者になることがあり、又は犯罪による肉体的、精神的、心理的苦痛を被った可能性もある。刑事司法制度において被害者の救済が導入された。

市民社会及び一般国民

市民社会において、社会のメンバーは平和、繁栄の代理人である。社会は調和が必要である。このため、紛争を減らし、効果的な紛争処理制度が必要である。したがって、社会の各メンバーは、正義を実行するために警察、検察官及び裁判所に協力する任務を負う。

訴追報告

通常、刑事事件は地方裁判所に申し立てられるが、中には郡行政事務局、郡森林事務局などのような準司法機関に申し立てられる事件もある。最近公表さ

れた検事総長の年次報告書によると、2009－2010年の受理事件数、既済事件数、有罪事件数、無罪事件数及び未済事件数は以下のとおりである。

2009-2010年 事件の詳細

受訴機関	合計事件数	既済事件	有罪事件	無罪事件	未済事件	有罪率
地方裁判所	12,411	6,255	4,454	1,801	6,156	71.21
郡行政事務局	8,585	4,080	3,939	141	4,505	96.54
その他の機関	482	211	201	10	271	95.26
合計	21,478	10,546	8,594	1,952	10,932	81.49

低い有罪率の原因

低い有罪率の原因は以下の通りである。

- －捜査が物証よりも供述に基づいている。
- －警察、検察官、裁判官及び裁判所の職員に対し政治的、社会的、経済的、心理的又は物理的圧力がかけられる。
- －政府の証人は、証人支援プログラムが欠如しているため裁判所に出頭して証言しようとしない。
- －政府の証人は、偽証法が存在しないため裁判所に敵対することがよくある。
- －冗長な裁判所手続
- －警察、検察官及び裁判官は、犯罪捜査の新しい技術、原則を熟知していない。
- －警察、検察官、裁判官及び裁判所職員の連携欠如。
- －検察官は、効果的な事件の組立、提示技術が欠如している。

刑事司法制度改革の可能性

ネパールでは、移行期間が長引いている。憲法議会は新憲法制定に尽力している。公式には、2006年にネパール政府とネパール共産党毛沢東主義者との間で結ばれた包括和平合意により反乱は終了した。毛沢東党³は、2008年に行われた憲法議会の選挙で最大政党になった。ネパールは、憲法議会の第1回目の議会で連邦共和制を宣言したが、様々な政党、ジェンダー、民族グループ、地方グループの間で多くの対立問題、利害が存在している。

暫定憲法は、民主主義の価値と基準を誓約し、民主主義、平和及び安全を希望する人民の信任を尊重することを目的としている。それは、基本的権利、生活の自由への権利、拷問を受けない権利、予防的勾留をされない権利、正義を受ける権利などを保障した。現在の刑法は非常に古く、様々な制定法、法律規定に分散しており、刑に関する規定も適切でな

³ Maoist

い。 同様に捜査、訴追及び裁判プロセスは硬直している。この変革の分岐点において、ネパールは司法制度全体を改革する必要があり、そのため、以下の3つの法案が議会に提出された。

- －2011年刑法案
- －2011年刑事訴訟法案
- －2011年刑事犯罪（量刑及び科刑）法案

2011年刑法案

提案された法案は、既存の刑法を改定、統一し、現在のニーズに対応したものにする目的としている。この法案の中で、多くの刑事犯罪は再定義され、その刑も適切に定められている。法案の主な特徴は以下のとおりである。

- －単一の法典で様々な種類の犯罪及びその刑を定義
- －犯罪の計画、共謀及び未遂に関する別々の規定
- －性的犯罪の範囲を拡大
- －全財産押収の刑を削除
- －凶悪犯、常習犯に対する刑の加重
- －終身刑の延長（30年）
- －10歳以下の児童は、刑事責任から免責
- －懲役の代わりになる社会奉仕の導入
- －司法取引の導入
- －一時的な賠償の導入
- －法典に刑事司法の原則を採用
- －共同被告の反対尋問導入

2011年刑事手続法

この法律は、捜査、訴追、登録、裁判、審理及び他の手続きに関する既存の法律を改定、統一し、現在の状況のニーズに対応したものにする目的とする。法案の主な特徴は以下のとおりである。

－警察は、身体的、精神的状態により出頭できない者に対し、テレビ会議システムを通じて供述を取ることができる。

－一起訴状の追加及び修正に関する規定。

- －軽罪の起訴猶予に関する規定。
- －裁判所は、テレビ会議システムを通じて証人を取り調べることができる。
- －失踪者に関する特別規定。
- －検察は、証人を最初に提示する優先権がある。
- －人身売買、性犯罪などの特別な事件の場合、非公開の審理を導入。
- －被害者及び証人の身元を必要に応じて機密にする規定。
- －海外に居住する証人についてはテレビ会議システムを通じて供述を取る規定。
- －裁判所は、証人保護令を発することができる。

2011年刑事犯罪（量刑及び科刑）法案

刑事犯罪法案は、刑事犯人に対する適切な量刑及び科刑を決定することを目的とする。法案の主な特徴は以下のとおりである。

- －刑の予備審査報告に関する規定。
- －刑を審査するために別途行われる審理。
- －刑の根拠。
- －罰金の金額は、賠償金の支払いに影響を与えない。
- －被害者救済、賠償基金の設立。
- －賠償金額査定の根拠
- －保護観察及び仮釈放委員会。
- －量刑勧告委員会
- －犯人に対する態度の改善。
- －懲役に代わる社会奉仕
- －3年間の懲役刑の執行猶予
- －犯罪者の少年院への送致
- －刑務所の代わりに社会復帰センターへの送致
- －刑期の3分の2を終了した後、刑務所の看守の推薦に応じて開放型刑務所に移す。
- －仮釈放を認める。
- －刑の代わりになる公的労役。
- －犯罪癖の改善のための刑務所矯正プログラム。
- －犯罪者の社会復帰。

強固な訴追の発展に対する制約

効率的な捜査、強固な訴追及び合理的な裁判は、いかなる市民社会においても求められている。しかし、社会の移行段階においては、移行段階を克服する妥当な制度を確立することができない。ネパール社会は、以下の大きな制約を緊急に解決することが求められている。

- －人民は、捜査、訴追、裁判の過程に協力する意識がない。
- －警察、検察官及び裁判官が最近の犯罪の傾向及び捜査、訴追及び裁判に関して知識、技術が欠如している。
- －警察、検察官、弁護人及び裁判所の職員の適切な職務関係が欠如している。
- －訴追は物証よりも主観的証拠に基づいている。
- －警察及び検察官のチームワークの欠如。
- －捜査当局及び検察の不安定な勤務条件。
- －犯罪捜査のために分離した特別な部署が警察に存在しない。
- －捜査官及び検察官は、社会の様々な側面から圧力を受けている。
- －建物、研究所、図書室などの適切な職務遂行環境の欠如。
- －効果的な証人保護制度及び偽証処罰法の欠如。

ネパールの検察について(メモ)

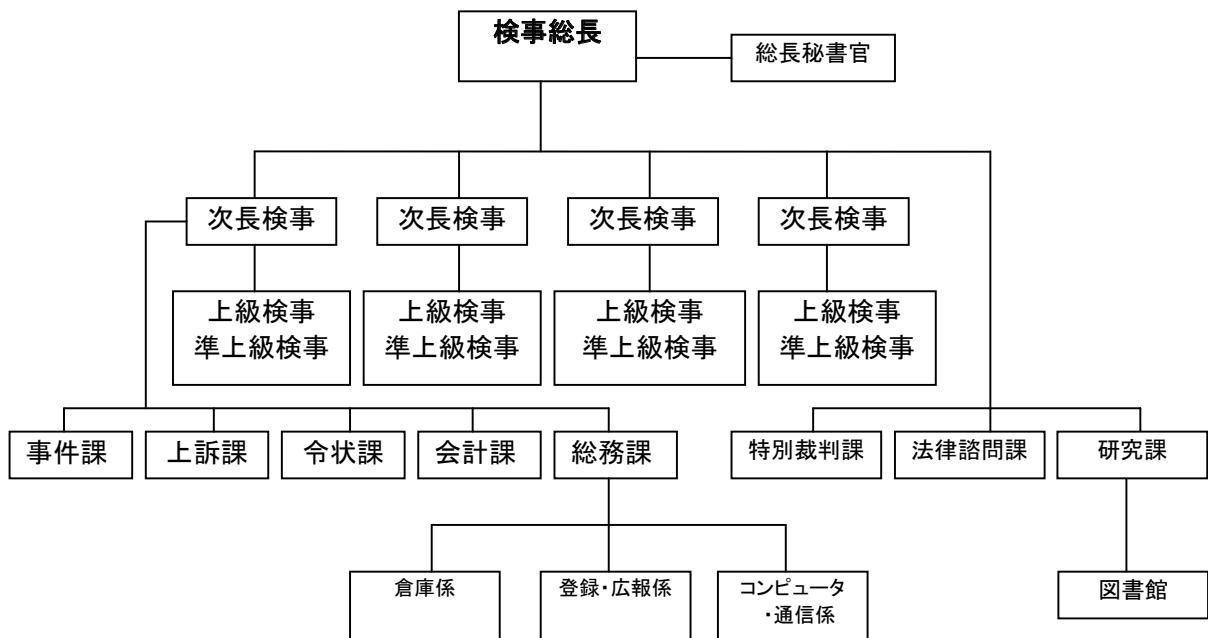
国際協力部作成

1 組織

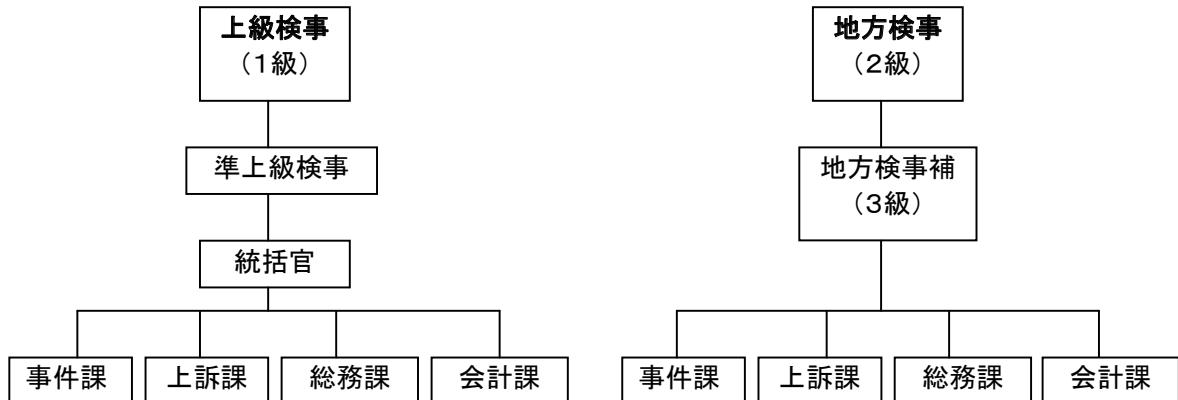
検事総長府 1か所(首都カトマンズ)・高等検察庁16か所・地方検察庁75か所

検事総長府 (カトマンズ)	東部地区	イラム高等検察庁	管内地方検察庁4か所
		ダンクタ高等検察庁	同3か所
		ビラトナガール高等検察庁	同2か所
		ラジビラジ高等検察庁	同6か所
	中部地区	ジャナクプール高等検察庁	同5か所
		ヘアトウーダ高等検察庁	同5か所
		パタン高等検察庁	同9か所
	西部地区	ポカラ高等検察庁	同6か所
		バグルング高等検察庁	同4か所
		ブトワル高等検察庁	同6か所
	中西部地区	トルシプール高等検察庁	同5か所
		ネパールガンジ高等検察庁	同2か所
		スルケット高等検察庁	同3か所
		ジュムラ高等検察庁	同5か所
	極西部地区	ディパヤル高等検察庁	同5か所
		マヘンドラナガール高等検察庁	同4か所

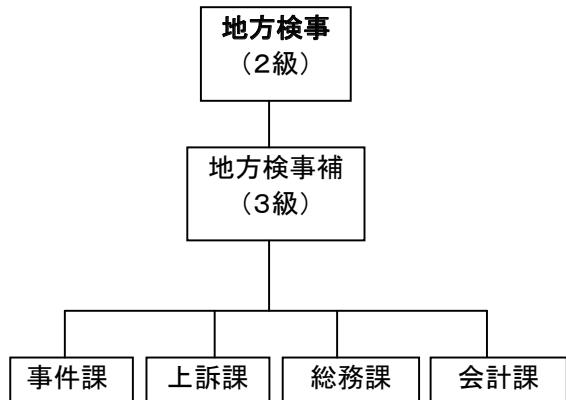
検事総長府機構図



高等検察庁組織図



地方検察庁組織図



2 人員 (総員数 861名)

(1) 検事 (Government Attorney) 242名

① 検事総長(Attorney General) 1名

憲法上の機関で、ネパール政府に直属し、政府を代表する首相に対して責任を負う。最高裁判所判事任命適格者¹の中から首相の推薦により大統領が任命する。首相が解任権を持つ。

② 次長検事² 4名

Deputy Attorney General

③ 上級検事 27名

Joint Government Attorney

→ 検事総長府検事又は高等検察庁長官など

④ 準上級検事 87名

Deputy Government Attorney

→ 検事総長府検事補又は高等検察庁副長官など

地方検事(District Government Attorney)

→ 地方検察庁長官など

¹ 最高裁判事の任命適格者は、「7年以上控訴裁判所判事の職もしくはこれに相当する司法業務の職にあった者、15年以上弁護士もしくは上級弁護士の職にあった者又は定評のある法学者として12年以上法・司法に関する職務経験を有する者」(暫定憲法)とされている。

² ネパールの公務員は、1993年公務員法(2007年に最終改正)により「官報掲載官(gazetted public servant-官報に氏名を公表することにより任命が効力を生じる幹部公務員で、特級、1級、2級、3級の4ランクがある)」と「非官報掲載官(non-gazetted public servant - 任命に官報掲載を要しない一般公務員で、1級から5級までの5ランクがある)」に分かれる。検事の場合、本文の②次長検事が特級、③上級検事が1級、④準上級検事が2級、⑤地方検事補が3級となっている。

(5) 地方検事補 123名
Assistant District Government Attorney
→ 地方検察庁検察官など

新任の検事は、法学士号を有する者で、公務員委員会³が実施する公務員採用試験のうち「司法業務の部」に合格し、かつ公務員委員会が適格者として推薦する者の中から政府が「官報掲載官3級」として任命する。任命後の配置・昇進などは、最高裁判所長官、検事総長及び公務員委員会委員長からなる司法業務委員会(Judicial Service Commission)⁴が決定する。

- (2) 事務官その他 619名
- ① 1級事務官⁵ 110名
 - ② 2級事務官 158名
 - ③ その他事務員、タイピスト、運転手等 351名

検事・事務官は政府の法律専門家として他省庁への出向を命じられることがあり、2009年の時点で、職権乱用調査委員会(Commission for Investigation of Abuse of Authority)⁶に14名・選挙管理委員会に1名、内国歳入局に2名、歳入調査局に2名、食品技術及び品質管理局に1名、各地の地方行政局に11名が出向している。

3 機能・職務

ネパールの検事総長は、憲法上、ネパール政府の主席法律顧問とネパールの主席検察官を兼ね、憲法及び法律に関する事項につき政府に対して意見を述べ、助言を行うこと、及びネパール政府が利害関係を有するいかなる訴訟⁷においてもネパール政府を代表すること、その他憲法や法律により与えられた職務を遂行することを任務とし、自らの権限を監督下にある検事に委任することができるとされている。すなわち、ネパールにおいては、検察官は独任制官庁ではなく、すべて検事総長からの委任で職務を遂行する。また、憲法に例外規定(職権乱用調査委員会の訴追権限など)のない限り、公訴提起をすべきか否かの最終判断権限は検事総長にある。

公訴提起の職務に付随して、検事は事件送致を受けた後、警察に対して証拠収集及び身柄の措置等について指揮をすることができる。また、警察による被疑者の取調べ・供述録取は検察庁において検事の面前で行われることとされている。

なお、行刑には検事は関与せず、刑の執行は判決裁判所の指揮(令状による)に基づき、内務省(Ministry of Home Affairs)の監獄局(Department of Prison Management)が行うこととされている。

³ 我が国の人事院に相当する国家機関。

⁴ 憲法上の機関である。

⁵ 事務官は、注2でいう非官報掲載官であり、その級を便宜上表記したもの。

⁶ 1991年に設置された、公務員の職権乱用や汚職調査を専門とする憲法上(2006年以降は暫定憲法第120条に根拠を置く)の委員会。委員は憲法評議会(Constitutional Council)の推薦に基づき首相が任命する。一定の職権乱用・汚職事件につき訴追権を持つ。

⁷ 民事・行政・刑事を問わない。

2011年9月21日

日本国法務省法務総合研修所国際協力部

山下部長 殿

森永教官 殿

**国際協力部招聘プログラム
「日本及びネパールにおける刑事捜査及び検察実務に関する比較研究」
参加報告書**

拝啓

上記プログラムに招聘していただき、法務省法務総合研修所国際協力部に感謝を申し上げます。強固な検察制度を確立、発展させるに当たり、私たち、私たちの組織全体、そしてネパールの刑事司法制度全体にとって非常に有益な知識をプログラムで得ることができました。

プログラムでは、日本の警察、検察官による捜査及び裁判手続を直接、そして詳細にわたり観察しました。刑事捜査における警察の機能、及び検察庁の業務、説明責任の配分は高度に確立されており、素晴らしいかったです。日本各地における裁判所の簡潔かつ効率的な事件処理、効率的な検察機能及び適切な警察制度に刺激を受けました。さらに、事前の予告もなしに交番を訪問させていただき、警察の現場における機能を学びました。日本の制度は犯罪のない社会に向かっており、町は警察がいなくても治安がよく、要人も武装・非武装の警備員がいなくても守られていることは素晴らしいことです。幸運なことに、函館では知能犯罪の適切かつ効果的な捜査のために検察官が捜査官に指示を与える実務及び被疑者の模擬捜査を観察する機会を得ました。職員は全員自分の職務に誇りを持っており、責任を持ち、日本には汚職に関わる役人がいないというのは驚きました。現場を見ない限り、外国人にとってそのような現実を理解することは不可能でした。

大阪高等検察庁の柳検事長及び松井次席検事、並びに大阪地方検察庁の北村検事正に表敬訪問をすることができて大変喜んでいます。札幌では、北田検事長及び佐々木検事正、並びに函館では前国際協力部長の赤根検事正にお会いし、意見交換を行い、カウンターパートとの経験について議論しました。各会合や話し合いでは色々な問題について経験を共有することができ、非常に有益でした。このような交流が我々の刑事司法制度改革の中で役に立つことと期待しています。

また、函館地方裁判所の山田所長、刑事部長の中桐裁判官及び札幌地方裁判所の熊代裁

判官に表敬訪問をしました。札幌地方裁判所では刑事裁判を傍聴し、日本の裁判はユニークでとても効率的に行われていることが分かりました。裁判の間、裁判官は比較的活発で適切な役割を果たしておられることが分かりました。

函館弁護士会とも意見交換を行い、刑事司法制度に関するさまざまな問題及び検察官と弁護士との関係について意見が一致しました。

さらに、北海道警察函館地方本部の眞田警視長にも表敬訪問をし、刑事捜査手続、法医学研究所、犯罪搜索、事実認定、捜査用の設備が整えられた車両、さらに個別に装備された警官を含む警察の活動の様々な分野を観察しました。また、警察の捜査制度、活動、業務の分割、検察との関係、警備手順及び全国の警察の信頼性及び仕事に対する誇りについて捜査官のみなさまと話し合いをしました。この機会を利用して、喜んで私たちを歓迎していただいたことについて日本の警察に深い感謝を申し上げます。

大阪及び札幌では日本の非常に著名な学者及び専門家の前で発表をする機会がありました。各発表ではネパールの現在の刑事司法制度及び提案された制度について集中的に話し、新しい憲法起案過程及び国会の承認待ちである3つの刑事関連法についてもご報告し、ネパールの変革シナリオにおける日本の刑事司法制度の影響についても論じました。日本の人々とネパールの刑事司法制度について有意義な議論をすることができ、日本の学者や専門家から質問を受けたことは刺激になりました。

また、札幌でシニアの市民の方々にお会いし、彼らの懸念について話を伺ったことは決して忘れません。彼らは犯罪者の保護観察を行って市民社会を構築するために相互協力をすることに大きな関心を持っていました。シニアの方々が矯正委員制度を深く信頼されていることが分かりました。

ネパールは内陸国ですが、プログラムを通じて日本は海に囲まれていることを感じました。船に乗り、京都と函館の美しい自然の思い出もできました。

私たちを招聘していただいた法務総合研修所国際協力部に感謝いたします。特に、山下部長、國井教官、瀬井専門官、佐野専門官、及びこのプログラムを効果的で価値のある内容にするためにご尽力された皆様方に感謝を申し上げます。森永教官は日本滞在中いつも私たちに同行され、通訳をしていただき、時間をともにすごしました。また、権瓶さんにプログラム全体の調整をしていただき、歓待していただいたことは忘れません。

国際協力部、法務省及び検察庁の職員の皆様にネパールの検事総長府を定期的に訪問されることを要請いたします。森永教官は今年11月にネパールを訪問される予定と伺ってお

りますので、その際には我々の研修所で日本の専門家から講義が受けられることと期待しております。

感謝の意を込めて。

敬具

ネパール検事総長府検事 ユバ・ラジ・スペディ
ネパール高等検察庁検事 スルヤ・プラサド・ポカレル

函館地検にネパール検事をお迎えして

函館地方検察庁検事正 赤根智子

「大阪でも、札幌でもそうだったが、街角には警察官の姿がないのに、かくも見事に秩序が保たれ、何もかもが整然としているのは何故ですか。」私は、スペディ検事の口について出た感嘆符付きの言葉の意味を理解できず、しばし沈黙してしまった。日本では交差点で交通整理する警察官を見かけなくなつて久しいが、そのことに驚いているわけではあるまいと思いつつ、私はネパールには一度も足を踏み入れたことがないこともあって、彼の国の状況もわからない。よくよく聞いているうちに、スペディ検事の言っている意味が少しづつ理解できるようになった。

今は少しづつ落ち着きを取り戻しつつあるが、ネパールは2008年の王制廃止を経て連邦民主制に移行し,²⁷ もの政党がひしめく中、現在も憲法制定議会による新憲法の制定作業が続いている。このような政治的混乱が治安の悪化をもたらしたのみならず、社会の安定・秩序の基盤となる警察や司法機関などがうまく働くなくなつてあちこちで機能不全を起こしているらしい。日本の街角にはほとんど警察官がいないにもかかわらず、道行く人々は不安を感じる様子もなく、平和そうな顔をして通っていくのを目の当たりにして、スペディ検事は、日本では、警察をはじめとする刑事司法インフラが整備され、健全に機能していると判断したものと思われる。スペディ検事は、函館入りする前に札幌地方裁判所で刑事事件の裁判を傍聴しており、「わずか1年前後の懲役刑¹に処せられるような軽い罪であるにもかかわらず、検事も裁判官も弁護士も、手を抜くことなく、その事件の被告人や被害者のために真剣に、そして真摯に向

き合う姿に感動した。」とも言っていた。また、函館地検の見学時には、職員が彼の求めに応じ、パソコンで作成した職員の休暇簿を即座に画面上に出したのを確認し、会計課では帳簿類などが、記録庫では裁判記録などがそれぞれ整然と整理されているのを熱心に観察していたから、それらの見聞も含め、日本の刑事司法の運用状況を肌で感じ取ってくれたに違いないと確信した。

今回の企画は、法務総合研究所が招いたネパールの検察幹部（検事）二人に対し、日本の刑事司法の実務をつぶさに観察し、日本の刑事司法の実務家と自由な意見交換を行う機会を提供することが直接的な目的であった。そして、検察現場での見聞を広める場として、大阪、札幌、そして函館が選ばれた。函館地検の私の立場からすると、お招きした彼らが、函館を含む日本の刑事実務から必要な知見を得て、ネパールで進行中の刑事司法改革のため、何らかの形で役立ててくれればこの上もなくうれしいことであり、そうなればきっと当庁のみならず、日本の検察にとっても誇りとなるであろうと期待するところが大きかった。

同時に、私を含め、ネパールの刑事司法に精通していない日本の普通の検察官らが、ネパールの検察幹部と刑事司法実務に関する意見交換などを通じて、日本の検察官らの「国際化」という意味でも、ささやかながら将来への「種まき」になれないかという密かな希望も持っていた。

過去の記録を調べたわけではないが、函館の地にネパールの検察幹部をお迎えしたのは、おそらく初めてのことであったであろうと思う。そのため、当庁では、次席検事、三席検事をはじめとする検察官数名、事務局長、調

¹ 事案は配偶者に対するDVの傷害事件であった。

査企画課長をはじめとする多くの検察事務官らの協力を得て、今回の招へいの主体となつた法務総合研究所および同所国際協力部の関係者と緊密な連絡を取り、試行錯誤を繰り返しながら周到な準備を重ねて、その日を待つのである。ネパール検察幹部の訪問先実務庁の一つとして選ばれた函館地検としては、小地検ならではの強みを生かし、3日間という短期間ながら、少なくともその間は彼らのホスト府としての立場で主体的に関わり、日本の刑事司法実務ができるかぎり身近に感じていただこうと、日程は目一杯の内容を入れ込んだ欲張りなものとなった。法務総合研究所、特に国際協力部からは、今回の企画にかかる資料やネパール刑事司法に関する情報などを大量に送っていただいたが、その中の刑事模擬記録の英語版を用いた模擬弁護も計画されたし、警察との連携をテーマとした実務的な座談会なども盛り込んだ。

結論から言えば、今回の企画は、成功裡に終わったと思う。お招きした前出のスベディ検事（検事総長府の筆頭検事）とポカレル検事（ブトワル高等検察庁の長）は、函館に滞在中の数日間、検察庁の我々との交流のほか、警察、裁判所、弁護士会などを視察して見聞を広め、それぞれ日本の刑事司法の実務家と大いに議論を交わした。彼らの日本の刑事司法実務に対する感想は、ごく単純化して言えば、「日本では法制度そのものも高度に整備されており、見習うべき点が多いのはもちろんだが、それよりも、警察、検察、裁判所、弁護士会（所属の弁護士を含む。）等それぞれの組織がそれとして完全に機能し、それらの連携が刑事司法全体の機能をさらに高めている点に感銘を受けた。また、日本の法曹養成制度、実務家に対する職業教育・研修、実務家の知識・職業的技能も素晴らしいが、何よりもそれぞれの実務家の士気の高さや事件に向

き合う真摯な態度を大いに学んだ。是非ネパールに持ち帰り、できることから取り入れてネパールの刑事司法改革に役立てたい。」というものであった。

念のため付言するが、今回の企画では、よくありがちな、日本の良いところだけを見せる、ということにはこだわらないことを目指した。日本の刑事司法制度やその運用に関し、なるべくありのままを見ていただきたかった。したがって、その問題点のほか、司法制度改革、検察改革等が行われている事実やその背景に関しても、できるだけ丁寧な情報提供を行った。函館弁護士会での座談会においては、弁護士らから日本の刑事司法制度やその運用に関する問題点などに対する厳しい意見が述べられる場面もあった。しかし、我々のそうした態度がスベディ検事らを大いに喜ばせたのか、同じ分野の専門家同士としての共通理解が広がったのか、彼らの刑事司法における問題点も率直に述べていただける場面が増えていった。日本側の我々も、ネパールの抱えている問題の根幹に「職員の士気の低さや汚職問題」、「政治や権力者による刑事司法への日常的介入」があることも具体的に理解することができた。

スベディ検事は、敬虔な佛教徒、ポカレル検事はヒンズー教徒で、二人とも大変まじめで物腰や態度は極めて礼儀正しく、常に日本や我々に対する感謝の言葉を忘れなかつたし、特にポカレル検事は何かと冗談を言って周囲を笑わせるなど明朗な人柄であった。他方、二人とも厳格な菜食主義で卵さえ食べないということもあり、昼夜の食事等の手配には細心の注意を払う必要もあつた。そんなわけで、彼らの函館地検滞在中、その一举手一投足は、函館地検の職員の大きな関心事となっていた。それがまた、我々の好奇心と探求心を刺激し、

客人に対するおもてなしと温かい気配りにもいっそう磨きがかかったが、それは当初の私の予想をはるかに超えたうれしい展開であった。今回の企画に関与した検察官、検察事務官からも、ネパールの検事と楽しくおつきあいができる良かったとの声も聞かれて、今回の企画の推進派であった私としても、少しほっとした思いであった。

二人をお迎えするにあたっては、函館地検の職員には、ずいぶんと手間と苦労をかけたと思うが、いささか手前味噌ながら、法務総合研究所が企画し、それを現場が実務の力を結集して支える、という国際協力のあるべき一つの姿を提供できたのではないかと思う。今回このような形で国際協力を行ったことにより、検察現場の検察官を含む職員も、今まで知らなかつた海外の刑事司法実務の一端を垣間見る機会を得た。また海外の刑事司法の実務家から学ぶこともあったのではないかとも思っている。

もっとも今回はいわばテストケース²であり、全過程を大過なく終えられたのは、ネパールの刑事司法制度に詳しい森永太郎教官や権瓶由佳里統括国際協力専門官が全日程に同行して、全面的なサポートをしてくれたことによる。また、JICA専門家として現在ネパールに赴任中の平井克宗弁護士が一時帰国され、函館にお越しいただけたという事情も大きく寄与したと思う。また、今回は、英語が堪能なネパールの検事をお招きしたこと、当庁の検察官に英語が堪能な者が複数いたこと等が幸いした面がある。アジア諸国の刑事司法関係者皆が、英語が上手というわけではない。ましてや日本の刑事司法関係者には外国語に

秀でた者は少ない。今後同様な企画をする場合には、通訳人を同行する、現場で通訳人を依頼するという形でコミュニケーション手段を確保することが不可欠になると思われるが、そのような手段と予算を確保してもやるべき価値はあると感じている。

スペディ検事は、日本側との座談会などの冒頭に、必ずといってよいほど、以下のように切り出した。

「私たちは今回初めて日本にきました。そのため、日本語が全くわからず、英語で話すことを申し訳なく思います。次回日本に来る機会があるならば、必ず日本語を覚えてきます。」ちなみにネパールは、英國の植民地になったことはなく、したがって母語は英語ではなく、ネパール語である。スペディ検事のその言葉は、日本に対する最高の敬意とともに、英語がほとんど使えない日本社会に対する密かな驚きを絶妙に表現した名言ではなかつたかと思う。

² 国際協力部が実施する招へい型の企画においては、検察の実務府へのスポット的な訪問は頻繁に行われているものの、今回のように、一地検がいわばホスト府な形で招へい者を受け入れることはまれであったと認識している。

「日本とネパールの刑事事件の捜査・公判の
比較研究」に参加して
～外からの視点で見えること～

函館地方検察庁 三席検事 野原一郎

平成 23 年 9 月 13 日から同月 16 日まで、ネパールの最高検のスペディ検事及び同国のブトワル高検のポカレル検事が、「日本とネパールの刑事事件の捜査・公判の比較研究」プログラム（以下「比較研究プログラム」といいます。）の一環として、函館地検を訪問されました。私も、比較研究プログラムの中のいくつかのセッションに参加いたしましたので、その感想等を述べたいと思います。

私が参加したのは、同月 14 日午前 10 時～午後零時までの「検察官との座談会」、同日午後 1 時 30 分～午後 3 時の「模擬取調べ実演（英語による弁解録取」、同月 15 日午後 1 時 30 分～午後 3 時の「警察に対する捜査指揮の実際～適切かつ効率的な立証のために～」及び同日午後 3 時 10 分～午後 4 時 30 分の「総括質疑応答」でした。私が参加したそれぞれのセッションの内容について簡単に説明いたします。

まず、「検察官との座談会」には、当庁の赤根検事正、中尾次席検事、私、高井検事、鈴木副検事が参加いたしました。事前に、法総研国際協力部から、ネパールの検事が、日本の検察官の警察に対する捜査指揮の在り方について強い関心があるとうかがっていました。そこで、このセッションでは、まず、私が、日頃警察に対する捜査指揮をするに当たって注意している事項について、レジュメに基づいて英語で説明し、私の説明が一段落する度に、私や他の当庁の検察官がネパールの検事から適宜質問をお受けいたしました。

次に、「模擬取調べ実演（英語による弁解録取）」のセッションでは、私が、最初に、日本の刑事司法制度における取調べの重要性について簡単に説明した上で、模擬弁解録取を行いました。模擬弁解録取では、法総研国際協力部に作成していただいた模擬記録を使用して、私が検察官役となり、高井検事が被疑者役となり、手錠腰繩も用いて、英語で模擬の弁解録取手続を行いました。このセッションでは、被疑者の人定確認、被疑者に対する権利告知等から始め、弁解を聞いた後には、弁解録取書や取調べ状況等報告書の作成手続まで行い、実際の弁解録取手続と全く同様に（言語だけを英語にして）行いました。

三番目の「警察に対する捜査指揮の実際～適切かつ効率的な立証のために～」というセッションにおいては、函館中央警察署の了解をいただき、ネパールの両検事にも秘密保持をお願いした上で、函館中央警察署の警察官に実際の事件の事件相談に来ていただき、私が通常通り日本語でその事件相談を受けました。そして、事件相談終了後、法総研国際協力部の教官に、被疑者や事件の特定が特定されないよう配慮していただきながら、事件相談の状況や私と警察官とのやり取りの内容について、英語で説明していただきました。事案自体がけっこう複雑で、罪名も詐欺になるのか、横領になるのか検討を要する二課事件だったのですが、ネパールの両検事とも、事件の事実関係や擬律自体に非常に興味を持たれて、証拠関係の細かいところまで質問をされており、検事は、どこの国でも検事だなという印象を受けました。

四番目の「総括質疑応答」には、当庁の検事正、次席検事、私、高井検事及び事務局長

が参加し、比較研究プログラムの最後として、ネパールの両検事からの総括的な質問をお受けいたしました。

いずれのセッションにおいても、ネパールの両検事は、ネパールにおける制度運用の現状を我々に説明してくださりながら、日本の刑事司法制度やその運用について活発なご質問をされており、どのセッションも予定時間を超過するような状況でした。

これ以外にも、スペディ検事とポカレル検事と夕食をご一緒させていただく機会もあり、私にとっては、日本の刑事司法制度の長所について、外からの視点で改めて見直す良い機会となりました。両検事が、どのセッションでご発言されていたのか（又は夕食の時に発言されていたのか）までは、よく覚えていませんが、私の印象に残った両検事のご発言・ご質問としては、以下のようなものがありました。

- ・ ネパールの警察は、警備を重視しており、事件捜査を重視していない。そのため、ネパールで事件の捜査をしている警察官は、若くて、何も分かっていない人間ばかりである。ネパールの制度では、警察が取調べを行う際には、警察官と被疑者が検察庁に来て、検察官の目の前で取調べを行うことが義務づけられているが、若くて何も分かっていない警察官が取調べを行っている。ネパールの検察官も、尋問能力が低いため、警察の取調べを効果的に補充することができない。

- ・ ネパールの警察も検察官も、刑事事件の捜査・公判に対して責任感がなく、無罪になることを気にしない。

- ・ ネパールにおいては、警察官と検察官との個人的な関係はうまくいっているが、組織としては、警察と検察との間に感情的な対立

があり、相互に協力せず、お互いに非難しあっている。ネパールでは、被疑者を逮捕する前に、警察官と検察官が事件相談をするということはない。また、共犯事件において、共犯者のうちの1人が先に逮捕されて、その1人を起訴する時には、他の共犯者が逮捕されていなくても全ての共犯者を起訴しなければいけないという制度であるため、共犯事件の捜査が難しい。

- ・ 仮に強力な物的証拠がある場合に、取調べで自白を得ることにどのような意味があるのか。
- ・ ネパールの警察の捜査は、内務大臣の政治的意向に大きく左右されるし、ネパールの検事総長は、政治任用であるため、ネパールの検察官も、強い政治的圧力にさらされており、その上、政府が、起訴を取り下げるのできる制度もある。スペディ検事自身、政治家が関与している事件の捜査・公判を担当していた際、命を狙われたこともある。

これらについては、ネパールの両検事が、外交辞令として、ネパールの制度について謙遜してその短所をより強調し、日本の制度についてその長所をより強調しておられるというところもあったのかもしれません。しかし、このようなネパールの両検事のご発言を聞いていると、日本の検察と警察との間には良好な関係が保たれているということを改めて感じることができました。また、日本の警察及び検察は、近時様々な批判を受けることはあるものの、基本的には、政治的に中立な立場で、責任感を持って職務に取り組んでいるということを改めて感じることができました。日常的な仕事をしている中では、日本の刑事司法制度の長所や短所について考えることは少ないのでですが、このような外からの視点で日本の刑事司法制度を見直すことは、私にとっては大変勉強になりました。

両検事のご発言と比べると、非常にレベルが低い話で恐縮なのですが、子育てをしても、同様のことを感じます。私には、現在1歳10か月の娘がいるのですが、彼女にとつては、目に映る全ての物が新鮮なようで、私にとっては特に目新しくもないことが、彼女にとっては、非常に興味深くて、面白いものようです。例えば、私は、月を見てもあまり何も感じませんが、彼女は、月を見るのをとても喜んでおり、毎晩、私に月を見せろとせがみます。パブロ・ピカソは、「子供は誰でも芸術家だ。問題は大人になっても芸術家でいられるかどうかだ。」と言ったそうですが、子供と遊んでいると、違う視点で物事を見ることの重要性を感じます。今回、ネパールの両検事を函館地検にお迎えして、ネパールの両検事の新鮮な視点で、日本の刑事司法制度を見ることは、私にとってとても良い機会でした。

スペディ検事とポカレル検事と夕食をご一緒させていただいたときに、スペディ検事は、「色々な国に色々な法制度があるが、自分は、犯罪者がどの国でも同じようにきちんと処罰されるような世界にしたい。」とおっしゃっていました。今後、犯罪者がどんどん国境を越えていく中で、我々が、犯罪者の処罰を行っていくためには、各国の検察官の相互理解が増進することが望ましいのではないかと思います。スペディ検事は、「日本の制度は、非常にうまく運用されているように見える。それに比べると、ネパールの制度は、どこかがうまくいっていないのだが、どこがうまくいっていないのかが分からない。」とおっしゃっていました。今回の比較研究プログラムを通じて、日本の刑事司法制度の長所がネパールで取り入れていただけることになれば、両国の法曹の刑事司法制度に対する共通理解

が増し、国境を越える犯罪の捜査を行うための一つの基盤になるのではないかと思います。

以上

ネパールの検事と交流して

函館地方検察庁 検事 高井賢太郎

今回、函館地検にお招きしたネパールのスベディ、ポカレル両検事は、日本とネパールの刑事実務を比較研究するために来日したそうです。ですが、終わってみれば、刑事実務を比較する機会に恵まれたのは私の方だったのでないかと思うくらい、カンファレンスや夕食会でのお二人の話は新鮮で刺激的でした。お二人にうかがった話の一部をご紹介したいと思います。

これは、スベディ検事から、「日本の検察官は、仕事上、どんなプレッシャーを感じるのですか?」という質問があったときのことです。私は、「無実の人を誤って起訴することは、その人にとっては最悪の出来事ですし、また、検察官としても大変な不名誉です。起訴時には、有罪立証に足る証拠があるかを刑事裁判官以上に細かく見るよう意識しています。ですから、起訴するときは常にプレッシャーを感じています。」と答えました。すると、スベディ検事は、ネパールの無罪率が約50パーセントであり、しかも、そのことを気にしている検察官は非常に少ない、と話されました。

日本のように無罪率が非常に低いことを是とすべきかは議論の余地のあることかもしれません。ですが、有罪立証に足る証拠の無いまま相当数の人が起訴され、それが問題にならないというのは、私の検事としての職業倫理からは考えがたいことでした。

その後の交流を通じて、私は、両検事に、ネパールの起訴手続きや、標準的なネパールの検察官の職業意識について教えていただきました。私が理解したところでは、ネパールでは、起訴手続きが検察庁ないし検事総長の

名で行われるので、終局処分の責任主体が対外的には明らかにならず、それ故、各検察官も、自分が担当した事件の有罪・無罪の結果にあまり関心を持たないということでした。

両検事は、日本では起訴状に代表される様々な書面に、検察官が自署・押印していることに驚かれていました。日本では、検察官は、対外的には独任制官庁として扱われ、検察権も各検察官の権限に基づいて行使されます。両検事が指摘したような、様々な手続きを検察官名で行うという我が国の刑事司法の仕組みが、不当な起訴をすることがあつてはならないという日本の検察官の矜持を下支えしているのかもしれません。

また、両検事から、ネパールでは、勾留期間が人ごとではなく事件ごとに進行する制度が採用されていると聞きました。この制度があるため、共犯事件において共犯者が1名検挙され、その勾留期間が満了すると、未検挙の共犯者を将来勾留することもできなくなってしまうとのことでした。実際、組織的犯罪において、上位者が末端関与者にわずかな金を渡して出頭させ、その後雲隠れして処罰を免れる事態が横行し、国民の刑事司法に対する不信を招く要因になっているとのことでした。

勾留が対人的な処分であることを、私は当然のことと思っておりましたので、両検事との対話が無ければ、勾留を対事件的な処分とする制度設計もあり得ると発想すること自体無かったと思います。

交流が深まるに連れ、私の関心は、なぜ日本が現行の法制度を採用し、なぜネパールが現行の法制度を採用したのかに移りました。両検事は、ネパールで刑法が制定された経緯や、十分に機能しなくなった事情、現在、

新しい法体系・法制度を模索している実情を、1960 年の国王主権確立時以降の史実を交えて、詳しく話して下さいました。今のネパールは、もしかしたら 150 年ほど前の日本に似ているのかもしれません。ですが、私に十分な知識がなかったため、日本の法制史をお二人に説明することはできませんでした。

それでも、日本の現行の法制度が、決して当たり前にあるものではなく、数ある選択肢の中から先人が議論を重ねて制定したものであるのだと思い起こす好機になりました。

このほか、スペディ検事は、転勤を言い訳にして長い間親元に帰省していない私の生活態度を、「それはいけません。あなたが今あるのは、ご両親のお陰なのです。」と優しくたしなめたり、食事をするにあたっても、「ネパールではひもじい思いをしている人が道に沢山います。出された食べ物を全部食べないような人が、世の中のために働くとは思いません。」と仰ったり、随所に敬虔な仏教徒らしい発言をなさっていました。このように、刑事司法以外のお話の中でも、確かに異国の方の価値観に触れていると感じられる場面があり、これも交流の楽しい思い出となりました。

ネパールの検事 2 名を函館にお招きすると聞いたとき、私は、真っ先に、慶應義塾法科大学院在学時に受講した『開発法学』という講義（松尾弘教授担当）を思い出しました。この講義では、我が国の法整備支援の現状と課題に焦点をあてるに相当な時間が割かれ、相手国の実情にあった法の継承とは何か考えることが求められていました。当時、まだ実務についていなかった私に、それが至難の業であったことは言うまでもありません。講義を受けてから 4 年経ちました。今の私

は、まだ先輩方に教えを請うてやっとこさ仕事している任官 2 年目のひよっこ検事です。ネパールからいらした賓客に我が国の刑事実務を詳しくお話することなど、私に出来ようはずはありません。ですが、馴染みが薄かったネパールの刑事法制の実情を知ることを通じて、日本の刑事法制を少しだけ俯瞰する契機に私自身が恵まれました。

仕事に追われがちな毎日の中でも、手続き一つ一つがなぜそのように制定されているのか、ときには根源的な問い合わせに立ち返って自分なりに考えることが必要だと感じることができました。日本の法曹と外国の法曹が交わる機会が今度更に増えることを願ってやみません。

ネパールの検事をお迎えして

函館地方検察庁企画調査課長 汐川一美

この度、函館地検にネパールの検事スベディ氏とポカレル氏のお二人をお迎えするにあたり、担当した所管の課長として、事前準備において留意した事項等をいくつか述べさせていただきます。

本年6月、事務局長から、「法務総合研究所が招へいするネパールの検事2名が、9月中旬ころに函館地検を訪問することになったので、企画調査課で担当して欲しいとの話がありました。果たして外国の検事を地方の小規模庁が受け入れができるのだろうかと不安が脳裏を駆け巡りました。函館地検では、検察広報の一つとして、財団法人北海道国際交流センターからの依頼により、函館市近郊の外国人留学生に対し、日本の司法制度や検察官の業務について説明する移動教室を実施しているものの、英語が堪能な検事にすべてお任せしているのが現状で、外国人を招くためのノウハウが全くないからでした。

ネパールの検事お二人をお迎えするにあたっては、事前準備における課題が二つありました。

その一つは、ネパールの検事お二人の食事問題でした。お二人ともハイレベルな菜食主義者であるとの情報があったことから、ベジタリアン料理に関する情報を集めてみたところ、函館市内のベジタリアン対応店が少ないことが分かりました。

結局のところ、予算や移動時間等を考慮すると、宿泊ホテル内のレストランに加え、市内3店舗で食事していただくことが最良と思われたので、各店舗を訪れて事前交渉し、ビュッフェでの朝食には、通常はメニューカードに料理名がオレンジ色の文字で表示されているところ、ベジタリアン料理にはグリーン

色の文字で表示し、ネパールの検事お二人が分かり易いよう工夫していただいたり、夕食ではベジタリアンに詳しい野菜ソムリエに相談したり、卵入りのナンに代えて北海道産米のご飯を出してもらうなどして、楽しく食事ができるよう手配をして備えました。この食事問題では、ネパールでの宗教上の食習慣について勉強させられ、「カースト制度」や「五葷」という言葉も初めて知りました。

二つ目は、言葉の問題でした。各カリキュラムでの配付資料は、当然、英語版の資料を用意することになりますから、検事正が行う業務説明では、最高検作成「検察庁のしおり（英語版）」のデータを上質紙に印刷して、しおりを作成したほか、英語版のパワーポイントによる説明資料を作成しました。模擬取調べの実演に使用する事件記録については、英語版と日本語版の両方を国際協力部から送付いただき、英文が分からない職員にとって、準備作業をする上でとても助かりました。

また、函館地検の庁舎見学では、検事正自ら各部署の業務説明等を英語でしていただくことから、各部署の責任者においても、検事正が英語で何を話されているのかをイメージしてもらうため、事前に説明内容を周知し、かつ、各部屋等に職員を配置させて、庁舎見学が円滑に行えるよう工夫して備えました。

その他に留意した点は、

- ・ 説明事項等は、英訳することを考慮して、簡潔な日本語表現にすること。
- ・ 庁舎見学の時間帯には、身柄や在宅の呼出しを控えてもらい、見学が円滑に行えるよう、特に、同行室などは、身柄が在室して見学の機会を失すことのないよう配慮すること。
- ・ 庁舎見学の際、ネパールの検事らから質問があった場合は、管理職等が応答するのではなく、直接の担当者が応答する

こと。

- ・ 控え室は、応接ソファーを入れた和室を用意し、日本文化を体験していただくこと。
- ・ 函館地方裁判所、函館弁護士会及び北海道警察函館方面本部とは連絡を密にし、必要な情報を積極的に提供すること。
- ・ マスコミ対応については、国際協力部と協調すること。

などです。

そして、国際協力事務部門の瀬井主任国際協力専門官からの情報提供や御指導を度々いただき、十分ではないにしろ、何とかネパールの検事らを迎える日を迎えたのでした。

函館滞在中は、ネパールの検事お二人が予想以上に質問を多くされたり、時間厳守の感覚が日本とは異なるという文化的な違いもあつたりして予定どおりに事が運ばず、その場対応が度々あり、計画の甘さを露呈しましたが、なんとか全日程を終え、ネパールの検事お二人が無事帰国されたと聞いて安堵しております。

結局、あいさつ程度の会話しかできない担当者としては、日常会話についても、専ら、同行された森永教官と権瓶統括国際協力専門官に頼らざるを得ず、ネパールの検事お二人とのコミュニケーションが直接とれなかつたことを残念に思いました。今後は、もう少し英会話のレベルアップに努めようと思います。

この度のネパールの検事訪問に、函館地検が選ばれたのは、数々の条件が一致したことによって実現したものであります、地方の小規模庁にとっては、国際協力の一役を担った貴重な経験であったと思います。

ちなみに、平成23年度の国家公務員I種採

用職員の意識調査では、国際的な業務については、「積極的に希望する」や「機会があれば携わってもよい」との回答が合わせて95.5パーセントに達し、ほとんどの新人が国際的な業務に意欲を持っていることが伺えるようです（人事院月報No.745による。）が、今後も、コミュニケーション手段を確保の上で、このような企画が実施されることを願っています。

日本・ネパール捜査訴追実務比較共同研究日程

〔教官：森永教官 専門官：瀬井主任専門官、佐野専門官〕

2011年8月30日現在

日	曜												宿泊
9 /	火 6	カトマンズ(トリブヴァン国際空港) - バンコク(スワナプーム国際空港) - 関西国際空港 KTM 13:50 - TG320 - 18:25 BKK 23:30 - TG 622 - 07:00 KIX											機中
9 /	水 7	関空到着 07:00 KIX											部長主催 意見交換会 大阪
9 /	木 8	10:00 講義 「日本の刑事訴訟における捜査と立証の概略」 ICD 4Fセミナー室											大阪
9 /	金 9	11:00 大阪高検検事長表敬 11:25 大阪地検検事正表敬 検事長室 検事正室											大阪
9 /	土 10												大阪
9 /	日 11	関西国際空港 - 新千歳空港 KIX 12:50 - ANA 1715 - 14:40 CTS											札幌
9 /	月 12	11:00 札幌高検検事長表敬 11:25 札幌地検検事正表敬 検事長室 検事正室											札幌
9 /	火 13	札幌 09:19 - JR特急北斗8号 - 12:51 函館											函館
9 /	水 14	10:00 函館地検検察官との座談会 「現場検察官からみた検察と警察の関係」 函館地検											函館
9 /	木 15	10:00 北海道警察 函館方面本部見学 道警函館方面本部											函館
9 /	金 16	帰国準備 函館空港 - 東京(羽田空港) - バンコク(スワナプーム国際空港) - カトマンズ(トリブヴァン国際空港) HKD 17:45 - ANA864 - 19:10 HND 00:20 - TG661 - 04:30 BKK 10:15 - TG319 - 12:25 KTM											機中
9 /	土 17	カトマンズ着 12:25 KTM											